

# 官報号外

平成二十五年二月二十六日

## ○第一百八十三回 参議院会議録第七号

平成二十五年二月二十六日(火曜日)

午後三時五十一分開議

### ○議事日程 第七号

平成二十五年二月二十六日

午後三時五十分開議

#### 第一 国家公務員等の任命に関する件

### ○本日の会議に付した案件

#### 一、日程第一

#### 一、平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

#### 一、平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

#### 号)

#### 一、平成二十四年度政府関係機関補正予算(機

投票総数  
賛成  
反対  
投票開始

二百三十  
百九十六  
三十四  
よつて、同意することに決しました。

投票総数  
賛成  
反対  
投票開始

二百三十  
百九十六  
三十四  
よつて、同意することに決しました。

投票総数  
賛成  
反対  
投票開始

二百三十二  
二百三十二  
○  
よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。

投票総数  
賛成  
反対  
投票開始

二百三十二  
二百三十二  
○  
よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。

投票総数  
賛成  
反対  
投票開始

二百三十  
百九十六  
三十四  
よつて、同意することに決しました。

投票総数  
賛成  
反対  
投票開始

二百三十  
百九十六  
三十四  
よつて、同意することに決しました。

反対  
よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。

木村格君を、中央労働委員会公益委員に山川隆一君を、都築弘君、岩村正彦君、長谷部由起子君、鹿野菜穂子君、鎌田耕一君、山下友信君、島田陽一君、諫訪康雄君、中達裕也君、仁田道夫君、木本洋子君、坂東規子君、藤重由美子君及び山本眞弓君を、運輸安全委員会委員長に後藤昇弘君を、同委員に石川敏行君、遠藤信介君、田中敬司君及び首藤由紀君を、公害健康被害補償不服審査会委員に柳憲一郎君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票総数〕

二百三十二  
二百二十六  
六

賛成  
反対  
よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 次に、預金保険機構理事に櫻井正史君を任命することについて採決をいたしました。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

二百三十二  
二百二十一  
十一

賛成  
反対  
よつて、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

実現性、日銀法改正と総裁人事の考え方など、多

○議長(平田健二君) この際、日程に追加して、平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)、平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長右

井一君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔石井一君登壇、拍手〕

○石井一君 ただいま議題となりました平成二十四年度補正予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算三案は、去る一月三十一日、国会に提出され、二月六日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付の後、二月十八日から本日まで、安倍内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行つてまいりました。

○議長(平田健二君) この際、修正案の趣旨説明を求めます。中西健治君。

〔中西健治君登壇、拍手〕

〔議案は本号末尾に掲載〕

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

私は、みんなの党及び民主党・新緑風会、生活の党、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました平成二十四年度一般会計補正予算及び平成二十四年度特別会計補正予算に対する修正案の提案理由を申し述べます。

私たち野党四党は、現下の経済状況に鑑みて、補正予算の必要性については理解しております。

しかし、安倍内閣の提出した補正予算は、このようない野党の理解に悪乗りしてか、旧来型の公共事業の大盤振る舞いをして経済対策の規模をいたずらにかさ上げする一方で、被災地の復興

岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。本日をもって質疑を終局した後、民主党・新緑風会、みんなの党、生活の党及び社会民主党・護憲連合の共同提案による修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、原案と修正案を併せて討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、政府原案は賛成多数をもつていずれも可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)に対し、櫻井充君外三名から、成規の賛成を得て、修正案が提出されておりま

す。

この際、修正案の趣旨説明を求めるところに対し、賛否を問うこととなつたものであります。

以下、修正案の内容とその趣旨を御説明します。

本会議に先立つて行われた予算委員会では野党四党が提出した修正案は否決されました。議院運営委員会での議論を踏まえ、再度本会議にて本修正案を上程し、良識ある参議院議員お一人お一人に対して賛否を問うこととなつたものであります。

〔中西健治君登壇、拍手〕

〔議案は本号末尾に掲載〕

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

私は、みんなの党及び民主党・新緑風会、生活の党、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました平成二十四年度一般会計補正予算及び平成二十四年度特別会計補正予算に対する修正案の提案理由を申し述べます。

私たち野党四党は、現下の経済状況に鑑みて、補正予算の必要性については理解しております。

しかし、安倍内閣の提出した補正予算は、このようない野党の理解に悪乗りしてか、旧来型の公共事業の大盤振る舞いをして経済対策の規模をいたずらにかさ上げする一方で、被災地の復興

岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。本日をもって質疑を終局した後、民主党・新緑風会、みんなの党、生活の党及び社会民主党・護憲連合の共同提案による修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、原案と修正案を併せて討論を行い、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、政府原案は賛成多数をもつていずれも可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)に対し、櫻井充君外三名から、成規の賛成を得て、修正案が提出されておりま

す。

この際、修正案の趣旨説明を求めるところに対し、賛否を問うこととなつたものであります。

以下、修正案の内容とその趣旨を御説明します。

本補正予算の最大の問題は、初めに額ありきで、本来は来年度予算に計上すべきものを前倒しし、およそ執行不可能な公共事業を数多く盛り込んでいることがあります。これは、補正予算の原則である年度内執行に反するものであり、財政法二十九条の趣旨からして大いに疑問です。

さらに、問題なのは、全国に巨額の公共事業をばらまくことで人手不足や資材の高騰が加速し、被災地の復興が遅れかねないことです。政府も、国会審議において、本補正予算の事業の精査が不

十分であったこと、そして、巨額の公共事業の年度内執行が困難なこと、そして、被災地復興に影響を与え

官 報 (号) 外)

かねないことは認めています。私たちには、まさにその点の修正を提案しております。

具体的には、防災や暮らしの安心に結び付く公共事業を除いて、旧来型で将来の成長に結び付くか疑念の強い事業や、年度内執行が不可能である交付金事業及び不要不急の官庁営繕など、合計で二・一兆円の公共事業を減額するとともに、これに見合った建設国債の発行の減額を行つております。

また、一般会計で新設、積み増しされる基金はいずれも基金の事業年度を平成二十五年度までと

しており、今年度の僅かな残り期間を考えれば、單に次年度に繰り越すために基金を創設しているすぎません。財政の原則に従えば、これは平成二十五年度当初予算に計上することが適当である

ことから、必要なものは来年度予算に計上することとし、補正予算における基金への支出は約一・一兆円を削減した上で、この節約した財源を、官主導の経済対策ではなく民間活用型の経済対策に振り替える。具体的には、企業の設備投資促進、科学振興費の拡充や、安倍総理も産業競争力会議で指示をした農業の競争力強化を先取りした農地集約などの経費に充てることとしています。

次に、復興の加速を実現する修正であります。補正予算にかかる政府資料には、堂々と東日本大震災からの復興加速を記載しております。しかし、その実態は、復興関連予算として一・六兆円を計上するものの、実際に被災地に行くお金は僅か三千億円にとどまり、残りの一・三兆円は復興債の償還財源に充てられています。被災地で事業を行わずして復興の加速とは全く理解ができま

せん。投入できる予算を最大限投入して、一刻で

も早く復興を成し遂げることが国会の責務であると考えます。

そこで、修正案では、一・三兆円のうち、財政法等の規定に基づく償還である一兆円はそのまま償還に充て、残る〇・三兆円を真に被災地が自由に使い道を決められる被災地特別地方交付金を創設することを提案しております。被災地の二一ヶ

は多様であり、被災地の判断で自由に使える被災地特別地方交付金の創設により、復興は飛躍的に加速するものと考えます。

最後は、国債整理基金積立金の活用による年金特例公債発行の取りやめです。

安倍内閣は、来年度予算において国債整理基金の活用に踏み込みました。この判断を踏まえ、国債整理基金の残高を活用すれば、年金財源を確保するための国債の発行を抑制することができま

す。自民党、公明党からも、国債整理基金を活用して国債残高を圧縮することで利払いを減らすべきであるという主張が国会でもなされました。今回的新規国債の発行を抑制するとの修正案は、まさにこの自公両党の御主張に沿つたものであり、御理解をいただけるものと考えております。

以上が、野党四党共同の修正案の趣旨とその内容であります。

御賛同いただけるようお願い申し上げ、私の提案理由といたします。(拍手)

○議長(平田健二君) 討論の通告がござります。順次発言を許します。佐藤信秋君。

〔佐藤信秋君登壇、拍手〕

○佐藤信秋君 自由民主党の佐藤信秋です。

私は、自由民主党・無所属の会、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十四年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、政府関係機関補正予算、以上三案に対しまして賛成、野党四会派提出の修正案に反対の立場から討論いたします。

安倍内閣が誕生して二か月、この短い期間ですが、大きくなり日本は変わりつつあります。安倍内閣は、経済再生を最優先に掲げ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、これら三本の矢と言われる政策を強力に推し進めています。

昨年十二月二十六日に安倍内閣が成立、一月十日には緊急経済対策、そして、一月十五日には補正予算を閣議決定するという、かつてないスピード感で政策対応を進めてきました。さらに、二十二日には、日本銀行との間でデフレ脱却と持続的な経済成長の実現を目指す共同声明を取り結び、二%の物価上昇率目標を明確にしました。政府が日銀と一体となつて政策運営することを内外に示したのであります。

こうした動きを受けて、マーケットではアベノミクスへの期待、評価が急速に高まっています。株価は上昇し、為替は円安になり、将来に向けて相場の勢いは止まりそうにありません。また、さきのG20では、アベノミクスが参加国から理解、評価されました。先日の日米首脳会談でも、安倍政権の大胆な経済政策が日本国民に評価されていました。オバマ大統領から褒めちぎられたとのことで

あります。

このように、安倍内閣の経済・金融政策は世界からお墨付きをいただいたと言つて過言ではありません。今後も自信を持って政策を推進していた北大よう、強く願つています。補正予算の内容に関して、以下、賛成の理由を申し述べます。

まずは、この補正予算が平成二十五年度予算とも合わせて十五か月予算と位置付けられ、切れ目なく経済対策を実施することにつながり、経済活動を活性化する重要な役割を果たすことになります。

補正予算に盛り込まれた緊急経済対策は、国の財政支出が十・三兆円、事業規模では二十・二兆円に上り、実質GDPを二%程度押し上げ、雇用を六十万人創出すると見込まれています。大変な

補正予算を閣議決定するのであります。この緊急経済対策によって、これまで長らく低迷してきた経済活動が大きく転換し、回復から拡大基調に押し上げられる大きな一步になると予想されます。同時に、デフレからの脱却が軌道に乗つてくると期待されます。

第二に、今回の補正予算は、旧来のばらまき予算とは一線を画した内容になつてることが評価されます。復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の重点三分野に特化したものになつています。

具体的な項目として、学校の耐震化・老朽化対策、大規模災害等への対応体制の強化、民間投資の喚起、iPS細胞等を用いた再生医療研究の加速、中小企業・農林水産業対策、人材育成・雇用

対策、新型インフルエンザ対策、領海警備体制の強化など、必要不可欠な予算の使途に限られ、同時に、今日的な課題に十分対応する政策内容となっています。

第三に、東日本大震災の被害者の立場に立つて、本当に復旧・復興に役立つ施策が重点的に措置されていることあります。

被災地は、二度目の厳しい冬のさなかにあり、

もうすぐ震災発生から丸二年を迎えます。私は何度も現地に足を運びましたが、残念ながら被災者の方々が満足する対応がなされてきたとは言えません。今回の補正予算では、復興関係経費が計上され、被災地の復興と福島の再生を加速させる施策が盛り込まれています。例えば、津波被災地域における住民の定着促進、道路、港湾の整備、被災地における雇用の確保、避難解除区域への帰還の支援、放射性物質による汚染への対応など、被災者の要望に対応し、現地の需要に見合った内容となっています。復旧・復興に向けて大きな進展があるものと期待されます。

第四に、国民の生命と財産を守るために、社会インフラを整備し、拡充する対策が盛り込まれてることが挙げられます。

笛子トンネル事故に代表されるように、日本列島各地ではインフラの老朽化が進んでいます。防災が急務であります。そのために、本補正予算では、老朽化対策、事前防災対策などを目的に、命と暮らしを守るインフラ再構築として一・二兆円が措置されております。

同時に、関連して、公共事業等の追加によって地方の負担が過大ならないよう交付金が予算措置されている点は極めて適切な対応です。地方負

担の総額の八割に相当する一・四兆円が地域の元気臨時交付金として創設されているのであります。

なお、野党四会派提出の修正案につきましては、地方のインフラ整備、経済活性化を阻害するものであり、とても認めることはできません。

最後になりますが、参議院では、野党の多くの皆さんも、本音ではこの補正予算を一日も早く成

立させたいと思っておられるでしょう。年度末が迫っての補正の成立により、多額の予算が年度をまたいだ執行にならざるを得ない状況にあります。政府におかれては、迅速かつ円滑な発注に向けた入札契約の取組などを推進するとともに、予算の年度繰越しの手続をできるだけ簡素化し、地方自治体を始め、関係者の皆様の負担を少しでも軽くしていただきたいとお願いしておきます。

私のホームページの巻頭句は、「今こそ強くしなやかな国土をつくろう」であります。この視点

に立って、十年、十五年の将来を見据えて、震災からの復興を確かなものにし、国民の生命と財産を守るために、防災、減災のための国土強靭化を

しっかりと進める必要が今こそ高まっています。

安倍内閣には、この補正予算をきっかけとして、美しくしなやかな日本を我々の子孫に残すた

めに、大局的な国土政策を将来にわたり推進いた

だくようお願いを込めまして、私の討論

〔小林正夫君登壇、拍手〕

○小林正夫君 民主党・新緑風会の小林正夫です。

ただいま議題となりました平成二十四年度一般会計補正予算三案に反対の立場から、また、民主

党・新緑風会、みんなの党、生活の党、社会民主

党・護憲連合による共同修正案に対しては賛成の立場から討論いたします。

総額十三兆一千五百四億円に上の大型の補正予算案は、日本経済の再生に向けた緊急経済対策として組まれたものですが、果たしてその目的を達成できる内容だと言えるのでしょうか。答えは

ノーであります。五兆円を超える公共事業の財源は赤字国債であり、政府は、ずうずうしくも、平成二十五年度予算案において税収よりも国債発行額が下回り、財政規律を重視したと胸を張つて見せました。しかし、補正予算の分を合わせれば新規国債の発行額は四十七兆五千五百億円となり、税収の四十三兆一千億円を上回るのが実態であ

り、財政健全化を繕つただけにすぎません。つまり、まやかしであり、国民の目を曇らせたものにすぎません。

我が国の財政は一千兆円を超える借金を抱える危機的状況にあります。このため、財政健全化は

二〇一五年度までに二〇一〇年度の水準から半減し、二〇二〇年度までに黒字化するとの財政健全化の目標を達成するため、国債発行額を毎年度四

十四兆円以下とする財政フレームを堅持することに努力をいたしました。そのため、行政改革や既存の予算の組替えによって財源を捻出するよう

したわけです。ところが、安倍政権は、口先だけで財政規律を守ると主張し、とても本気で財政規律を守る努力をした跡は見えないのであります。

さらに、問題なのは、公共事業を中心にはばらまきが目に余るからであります。

補正予算には、社会資本整備交付金、防災・安

全社会資本整備交付金、農山漁村地域整備交付金

といふ名の三つの公共事業関連の補助金が含まれる

に昨年七月に、民主党政権として、日本再生戦略を取りまとめ、経済を成長軌道に乗せる分野に予算や税制、規制改革などの政策資源を重点的に投入することを決めました。しかし、残念ながら政

権交代に伴い、再生戦略は頓挫いたしました。安倍政権になり、補正予算と本予算を合わせた十五か月予算とすることで同様に経済成長を目指すことにしてですが、補正予算で行おうとし

ている公共事業は既に年度末まで一ヶ月を残すだけになり、年度内の事業執行が困難なことが明らかになるなど、とても景気回復の即効薬として役立ちそうにはありません。

私たちが補正予算案に反対する最大の理由は、このように巨額の公共事業費を計上しながら、平成二十五年度当初予算の規模を縮小し、その上で国債発行額を抑えたと偽装した点であります。

私たちが補正予算案に反対する理由は、このように巨額の公共事業費を計上しながら、平成二十五年度当初予算の規模を縮小し、その上で国債発行額を抑えたと偽装した点であります。

(号)外

ております。例えば、農山漁村地域整備交付金は、農地整備、農業用水路、排水設備など、農業土木の公共事業費として地方に配る予算ですが、民主党政権のときには九十六億円だったのが、今回の補正予算では実に十七倍に当たる千六百五十億円にまで膨脹しました。目的も、当初は食料自給率の向上だったのが防災・減災対策に変わりました。まさに、公共事業の大盤振る舞いなのであります。

このほか、新たに地域の元気臨時交付金一兆四千億円も補正予算に含まれています。これは補助事業の地方負担分の八割から九割を肩代わりするもので、使い切れない場合は基金として積み残す仕組みとしました。三つの交付金と併せて、いずれもばらまき補助金にほかなりません。

しかも、私たちが許せないと考えるのは、地域主権の改革のために創設した地域主権戦略交付金、すなわち一括交付金をあつさりと廃止してしまった、従来のひも付き補助金を復活させたことであります。地方分権の象徴として地方自治体が自らの判断で自由に使える一括補助金を創設したのに、それをやめ、国、つまり各省庁が使い道を決めるひも付き補助金にしました。これは、あえて勧めれば、中央集権の政治、利益誘導型の政治をよみがえらせる狙いが込められているとしか考えられません。自民党の建設族など族議員が、霞が関の官僚たちと組んで、またまた幅を利かす古い政治への逆行であります。

一方、これらの公共事業を執行しても、すぐに景気の回復につながるのかという疑問も拭えません。というのも、建設業における深刻な人手不足

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

人の雇用を創出という政府の触れ込みでございましたが、私が先日の予算委員会で確認しましたところ、その根拠は、今から八年も前の二〇〇五年のデータに基づいた産業連関表で雇用の創出量を計算しているということが明らかになりました。リーマン・ショックを経て、この八年間に我が国の経済構造は劇的な変化を遂げております。大昔の産業構造に基づいて補正予算案の効果を見積もっているわけであります。昨今のスピード感のある会社経営から見れば考えられないことばかりであります。

また、この補正予算のGDPへの寄与はおおむね二%と政府から伺いました。このうち、民間企業設備投資への効果は僅か〇・三%しかありません。ということは、この六十万人の雇用ですら、今回の十兆円を使ってしまえば、雇用は継続せず、また失業してしまうという、一時的な雇用効果でしかないということも明らかです。これでは継続的な日本の経済成長は全く期待できません。

不要不急の公共事業と積立金を膨らませ、事業効果の見積りは根拠が希薄、これでは国民は到底納得できないのであります。

さらに、今回、補正予算の第二の問題点として、その資金調達にも問題があるということも申し上げておきたいと思います。我が党同僚議員が予算委員会の集中審議で指摘しておりますように、そもそも自民党、公明党の皆さんには、昨年の総選挙の前には、国債発行額を減らそうとか、予算の削減補正が必要だといった合意事項をまとめられたのではないかでしようか。それが、総選挙が終わって自民党が政権に就いたら、逆に五兆一千億円以上の借金を膨らませ

る補正予算となつてしましました。

総選挙の前は、増税が争点となる選挙だから緊縮を叫んでおく。総選挙が終わったら、今度の夏の参議院選挙を目指して景気数値を良くする。来年度どうしてもやりたい消費税増税へ向けて景気数値を良くするという政治の都合が優先された結果ではないのでしょうか。これは、景気を良くするといつても、賃金や雇用は良くならない、見かけの言わばバブルのおそれをはらんだ景気拡大でしかないのでないでしようか。

こうした自らの政黨の都合で借金を膨らませ、国民生活とは関係のない不要不急の公共事業と積立金に金を使ってしまう、さらに、無計画な資金調達を重ねていく、これでは、日本銀行総裁に財務省OBを据えて幾らお金を刷ろうとしても、足りるものではありません。無駄な借金を重ねていれば、企業たつたら即倒産です。自民党政権でこれまでなぜ国に多額の借金が積み上がつてきたのか、私は、国会議員になって今回の与党の予算編成を見て、そのメカニズムがよく分かりました。

以上申し上げた二つの問題点により、我々みんなの党は、平成二十四年度補正予算政府原案については反対するものであります。総じて申し上げれば、我が国は経済成長・発展を阻害する既得権益や官僚支配を正さないまま金融緩和や財政出動をしても、ブレークとアクセラルを同時に踏むようなものであります。このチャփかり、どさくさ、便乗によって戦後最大に膨れ上がり、どさくさ、便乗によって戦後最大に膨れ上がった補正予算政府原案は、将来にまた借金をツケ回す、まさに悲劇の予算と私は言いたいと思つております。

こんな悲劇の予算をこのままにしておいて、国民の皆様は大変迷惑でございます。そこで、我々みんなの党は、民主党・新緑風会、生活の党、社会民主黨・護憲連合の野党四党共同で修正案を提出させていただきました。

修正案の内容につきましては、先ほど提案理由説明があつたとおりでございますが、歳出面では不要不急のばらまき公共事業を二兆一千億円減額し、財源面では年金特例公債二兆六千億円の発行を中止し、さらに、国債整理基金積立金二兆六千億円を基礎年金国庫負担分に充てるという大胆な策を講じるものであります。

この修正案は、企業経営の立場から見ても、顧客たる国民のニーズを的確に把握し、的確なタイミングでの的確なサービスを提供する、そして計画的な資金調達を行うという、私が先ほど申し上げてきた要件に沿つたものであります。政府提出の補正予算、この悲劇の予算を救国の予算へと修正するものであります。共同提出に向けて作業を向けられた野党四党の関係者の皆様に、心から敬意を表します。

悲劇の予算がいいか救国の予算がいいか、この議場で党派を超えて迷つていらっしゃる方がいらっしゃいましたら、是非とも、私たち野党四党が提出した修正案の可決に力を貸していただきたいと思っております。

最後に、安倍内閣と与党の皆様方が、野党四党提出の修正案に学び、今後の行政運営におかれましては、国民のニーズ的確な把握との確なサービスの提供に邁進されますことを切に期待いたしまして、私の平成二十四年度補正予算政府原案へお反対討論と、野党四党共同提出の修正案への賛成討論を締めくくさせていただきたいと思います。

みんなの党、山田太郎でございました。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(平田健二君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。まず、櫻井充君外三名提出の修正案の採決をいたします。

本修正案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。

投票開始  
投票終了  
投票総数  
二百三十二  
百十  
反対  
賛成

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(平田健二君) 次に、平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)、平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)、以上三案を括して採決いたします。

(号外)

足立信也君外五十八名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〔投票箱閉鎖〕

○議長(平田健二君) この際、日程に追加して、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長相原久美子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔相原久美子君登壇 拍手〕

〔投票開始〕

○相原久美子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、予算執行抑制に伴う交付税措置の対象範囲、震災復興特別交付税の措置

対象の拡大と早期執行、地域の元気臨時交付金の仕組みと配分方法、補正予算で増額した地方交付税を繰り越す理由等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して寺田典城委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○松あきら君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等の特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度分の地方交付税の総額について計算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる

こととするものであります。

委員会におきましては、予算執行抑制に伴う交

付税措置の対象範囲、震災復興特別交付税の措置

対象の拡大と早期執行、地域の元気臨時交付金の仕組みと配分方法、補正予算で増額した地方交付

税を繰り越す理由等について質疑が行われまし

た。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して寺田典城委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。

――これにて投票を終了いたしました。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

賛成	三百三十一
反対	一百一十
よつて、本案は可決されました。(拍手)	十一

○議長(平田健一君) 本日はこれにて散会いたし  
ます。

午後五時散会

出席者は左のとおり。

議員

田村	智子君	山田	太郎君
吉田	忠智君	紙	智子君
藤巻	幸夫君	山内	徳信君
大門実紀史君		真山	勇一君
福島みづほ君		又市	征治君
斎藤	嘉隆君	井上	哲士君
中西	健治君	松田	公太君
中谷	智司君	風間	直樹君
大久保潔重君		山下	芳生君
寺田	典城君	柴田	巧君
松野	信夫君	川上	義博君
室井	邦彦君	林	久美子君
蓮	舫君	市田	忠義君
米長	晴信君	川田	龍平君

藤田	柳澤	岩本	幸久君	司君
水野	賢一君	小野	次郎君	長浜
江口	克彦君	增子	輝彦君	小川
福山	哲郎君	櫻井	充君	樽井
郡司	彰君	長浜	博行君	敏夫君
藤原	正司君	自見庄	三郎君	西村
浜田	和幸君	大野	元裕君	まさみ君
石橋	通宏君	田城	郁君	川崎
小西	洋之君	江崎	孝君	金子
浜田	和幸君	田城	郁君	洋一君
藤原	彰君	江崎	孝君	武内
石橋	通宏君	田城	郁君	則男君
安井	美沙子君	牧山	ひろえ君	尾立
浜田	和幸君	川崎	稔君	源幸君
小西	洋之君	金子	惠美君	徳永
浜田	和幸君	金子	芳生君	久志君
藤原	彰君	有田	利治君	川合
石橋	通宏君	藤末	健三君	前川
安井	美沙子君	大島	九州男君	川崎
浜田	和幸君	九	九	千秋君
藤原	彰君	九	九	泰弘君
石橋	通宏君	九	九	一君
安井	美沙子君	九	九	修次君
浜田	和幸君	九	九	勝也君
藤原	彰君	九	九	俊美君
石橋	通宏君	九	九	直嶋
安井	美沙子君	九	九	水岡
浜田	和幸君	九	九	輿石
藤原	彰君	九	九	柳田
石橋	通宏君	九	九	平野
安井	美沙子君	九	九	大塚
浜田	和幸君	九	九	小林
藤原	彰君	九	九	松井
石橋	通宏君	九	九	足立
安井	美沙子君	九	九	白
浜田	和幸君	九	九	大久保
藤原	彰君	九	九	達男君
石橋	通宏君	九	九	正夫君
安井	美沙子君	九	九	耕平君
浜田	和幸君	九	九	信也君
藤原	彰君	九	九	眞麿君
石橋	通宏君	九	九	孝治君
安井	美沙子君	九	九	俊一君
浜田	和幸君	九	九	正行君
藤原	彰君	九	九	一弥君

森	片山虎之助君	高君
糸数	廢子君	
松下	新平君	
吉川	沙織君	
松浦	大悟君	
磯崎	仁彥君	
大河原雅子君	君	
加賀谷	健君	
赤石	清美君	
長谷川	大紋君	
藤本	祐司君	
芝	博一君	
北川	イッセイ君	
末松	信介君	
神本	美恵子君	
谷	博之君	
山谷	えり子君	
江田	五月君	
尾辻	秀久君	
小坂	憲次君	
丸川	珠代君	
若林	健太君	
佐藤	ゆかり君	
藤川	政人君	
舛添	要一君	
宇都	隆史君	
高階	恵美子君	
中原	八一君	
牧野	たかお君	

島尻安伊子君	中山	恭子君	横峯
片山さつき君	良郎君		
梅村	浩郎君		
石井	聰君		
岩井	茂樹君		
相原久美子君			
藤谷	光信君		
青木	一彦君		
山田	俊男君		
津田弥太郎君			
加藤	敏幸君		
小泉	昭男君		
中川	雅治君		
山根	隆治君		
岡田			
田中			
羽田雄一郎君			
藤井	基之君		
石井	一君		
鴻池	祥肇君		
山東	昭子君		
佐藤			
荒井	広幸君		
渡辺	猛之君		
長谷川	岳君		
上野	通子君		
熊谷			
中西	大君		
丸山			
古川	祐介君		
俊治君			

塚田	西田	昌司君
二之湯	智君	
松村	祥史君	
水落	敏栄君	
川口	順子君	
宮沢	洋二君	
脇	雅史君	
磯崎	陽輔君	
伊達	忠二君	
鈴木	政二君	
溝手	龍二君	
吉田	顕正君	
武見	博美君	
秋野	敬三君	
舟山	公造君	
石川	康江君	
行田	邦子君	
山本	博司君	
石井	幸司君	
浜田	良君	
渡辺	孝男君	
亀井	準一君	
亀井亞紀子君		
福岡	資麿君	
荒木	清寛君	
谷岡	了君	
鶴保	郁子君	
松	あきら君	



官 報 (号外)											
東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域への一時立入許可基準等に関する質問主意書(中西健治君提出)(第二八号)											
日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二九号)去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。											
国家基本政策委員会											
辞任 梅村 聰君 補欠 小西 洋之君											
予算委員会											
辞任 小西 洋之君 補欠 梅村 聰君											
高橋 千秋君 梅村 聰君											
中川 雅治君 渡辺 猛之君											
山田 俊男君 武見 敬三君											
吉田 博美君 古川 俊治君											
魚住裕一郎君 山本 香苗君											
紙 智子君 大門 実紀史君											
吉田 忠智君 福島みづほ君											
片山虎之助君 水戸 将史君											
舛添 要一君 荒井 広幸君											
決算委員会											
辞任 武見 敬三君 補欠 山田 俊男君											
行政監視委員会											
辞任 古川 俊治君 補欠 吉田 博美君											
議院運営委員会											
渡辺 猛之君 補欠 中川 雅治君											
(第一六号)											
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。											
平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書											
平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書											
平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書											
管経費増額調書											
同日議員から次の質問主意書が提出された。											
国の統治形態に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第三二号)											
リハビリテーションを重視した介護サービスの在り方に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第三三号)											
尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三四号)											
尖閣諸島に対する米国の態度に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三五号)											
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三六号)											
同日内閣から次の答弁書を受領した。											
（同日任期満了の白石隆の後任）久間 和生											
(第一七号)											
参議院議員山田太郎君提出我が国が締結している国際約束と今後の在り方に関する質問に対する答弁書(第一八号)											
参議院議員有田芳生君提出拉致問題と不審船に関する質問に対する答弁書(第一九号)											
参議院議員川田龍平君提出脳死下臓器摘出に関する質問に対する答弁書(第二〇号)											
参議院議員大野元裕君提出日本の安全を脅かす中国海軍による火器管制レーダー照射に関する質問に対する答弁書(第二二号)											
参議院議員江口克彦君提出道州制の導入に向けたタイムスケジュールに関する質問に対する答弁書(第二三号)											
参議院議員平山誠君提出原子力規制庁の審議官が日本原電の役員に公表前の専門家会合の情報を漏洩した件に関する質問に対する答弁書(第二三号)											
（同日任期満了の細川清の後任）杉本 和行											
(委員長)彦の後任(委員長)杉本 和行											
同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。											
同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事長及び同理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。											
(記)（平成二十四年十一月二十四日定年退官の重松博之の後任）河戸 光彦											
同日内閣から、左記の者を総合科学技術会議議員に任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。											
(平成二十四年十二月五日任期満了による再任)奥野 知秀											
(理事長)田邊 昌徳											
(平成二十四年十二月十三日任期満了による再任)軍司 育雄											
(平成二十四年十二月五日任期満了の新堀敏彦の後任)(同)櫻井 正史											

官報(号外)

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了の山田撮子の後任) 村田 珠美

(同日任期満了の山本隆司の後任) 山本 隆司

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年五月三十日辞職の數土文夫の後任) 室伏きみ子  
同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了の菅野和夫の後任) 山川 隆一

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 都築 弘

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 岩村 正彦

(同日任期満了の春日偉知郎の後任) 長谷部由起子

(同日任期満了による再任) 鹿野菜穂子

(同日任期満了による再任) 島田 陽一

(同日任期満了の柴田和史の後任) 鎌田 耕一

(同日任期満了による再任) 岩下 友信

(同日任期満了による再任) 坂本由喜子

(同日任期満了による再任) 鯨坂 隆一

(同日任期満了による再任) 印南 一路

(同日任期満了による再任) 西村万里子

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月六日任期満了の木村格の後任) 木村 格

(同日内閣から、左記の者を中央労働委員会公益委員に任命したいので、労働組合法第十九条の三第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(平成二十四年十二月三日任期満了の菅野和夫の後任) 上野 文雄

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 山本 香苗君

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 中西 健治君

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 谷岡 郁子君

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 谷岡 康江君

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 舟山 康江君

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 片山虎之助君

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 田中 敬司

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 遠藤 信介

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(平成二十四年十二月三日任期満了による再任) 水戸 将史君

(同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

予算委員	辞任	補欠
金子 惠美君	川上 義博君	一川 保夫君
武見 敬三君	吉田 博美君	小西 洋之君
渡辺 猛之君	石井 浩郎君	山田 俊男君
山本 香苗君	草川 昭三君	吉田 博美君
中西 健治君	山田 太郎君	田村 智子君
谷岡 郁子君	舟山 康江君	片山虎之助君
大門実紀史君	谷岡 郁子君	舟山 康江君
水戸 将史君	大門実紀史君	谷岡 郁子君
片山虎之助君	舟山 康江君	大門実紀史君
舟山 康江君	谷岡 郁子君	大門実紀史君
山田 俊男君	山田 俊男君	吉田 博美君
谷岡 敏行	吉田 博美君	吉田 博美君
遠藤 信介	吉田 博美君	吉田 博美君
後藤 昇弘	吉田 博美君	吉田 博美君
岩村 正彦	吉田 博美君	吉田 博美君
都築 弘	吉田 博美君	吉田 博美君
山川 隆一	吉田 博美君	吉田 博美君
長谷部由起子	吉田 博美君	吉田 博美君
鹿野菜穂子	吉田 博美君	吉田 博美君
島田 陽一	吉田 博美君	吉田 博美君
鎌田 耕一	吉田 博美君	吉田 博美君
岩下 友信	吉田 博美君	吉田 博美君
坂本由喜子	吉田 博美君	吉田 博美君
鯨坂 隆一	吉田 博美君	吉田 博美君
印南 一路	吉田 博美君	吉田 博美君
西村万里子	吉田 博美君	吉田 博美君
本木 洋子	吉田 博美君	吉田 博美君
坂東 規子	吉田 博美君	吉田 博美君
藤重由美子	吉田 博美君	吉田 博美君
山本 真弓	吉田 博美君	吉田 博美君
小西 洋之君	吉田 博美君	吉田 博美君
徳永 工利君	吉田 博美君	吉田 博美君
国家基本政策委員会	吉田 博美君	吉田 博美君
辞任	吉田 博美君	吉田 博美君
補欠	吉田 博美君	吉田 博美君
柳 憲一郎	吉田 博美君	吉田 博美君
去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	吉田 博美君	吉田 博美君
生活扶助基準の見直しに関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第三〇号)	吉田 博美君	吉田 博美君
東海再処理工場、六ヶ所再処理工場の安全規制等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第三三号)	吉田 博美君	吉田 博美君

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を、第百八十三回国会政府特別補佐人として承認した。

原子力規制委員会委員長 田中 俊一君  
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員 辞任 川上 義博君  
予算委員 辞任 梅村 聰君  
決算委員 辞任 一川 保夫君  
官 行政監視委員 辞任 中川 雅治君  
議院運営委員 辞任 安井 美沙子君  
決算委員 辞任 谷岡 郁子君  
官 行政監視委員 辞任 石井 浩郎君  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
中国空軍戦闘機接近が発生した際の自衛隊所属戦闘機による緊急発進に関する質問主意書(大野元裕君提出)(第三七号)  
質問主意書と答弁書に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三八号)  
平成二十五年度の原子力発電関連予算に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第三九号)

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科学委員 大島九州男君  
厚生労働委員 小西 洋之君  
予算委員 小西 洋之君  
決算委員 安井 美沙子君  
官 行政監視委員 梅村 聰君  
議院運営委員 川上 義博君  
決算委員 一川 保夫君  
官 行政監視委員 梅村 聰君  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
参議院議員荒井広幸君提出働く者の権利を守る労働組合となるための見直しに関する質問に対する答弁書(第二四号)  
参議院議員大野元裕君提出領空侵犯とその対処に関する質問に対する答弁書(第二五号)  
参議院議員又市征治君提出一般用医薬品のネット販売に関する質問に対する答弁書(第二六号)  
参議院議員荒井広幸君提出「国民監査請求制度」の創設に関する質問に対する答弁書(第二七号)  
参議院議員中西健治君提出東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域への一時立ち入許可基準等に関する質問に対する答弁書(第二八号)  
参議院議員有田芳生君提出日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問に対する答弁書(第二九号)

内閣委員 辞任 神本美恵子君  
藤本祐司君  
前川清成君  
厚生労働委員 辞任 吉川沙織君  
有田芳生君  
文教科学委員 辞任 吉川沙織君  
藤本祐司君  
前川清成君  
法務委員 辞任 有田芳生君  
吉川沙織君  
藤本祐司君  
有田芳生君  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
高橋ヘリパッド工事における土砂崩落事故に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第四〇号)  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
高江ヘリパッド工事における土砂崩落事故に関する質問主意書(鈴木寛君の補欠)  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
那谷屋正義君  
神本美恵子君  
小西洋之君  
大島九州男君  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
植松恵美子君  
津田弥太郎君  
山田太郎君  
平山幸司君  
福島みづほ君  
水野賢一君  
柳澤光美君  
吉田忠智君  
中山恭子君  
片山虎之助君  
白眞勲君  
岩本司君  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
片山虎之助君  
白眞勲君  
柳澤光美君  
はたともこ君  
平山幸司君  
野元裕君提出(第三七号)

議院運営委員 辞任 水野賢一君  
中西健治君  
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。  
文教科学委員会  
理事 林久美子君  
鈴木寛君の補欠  
内閣委員会付託した。  
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第一号)  
内閣委員会付託  
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
高江ヘリパッド工事における土砂崩落事故に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第四〇号)  
同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
江口克彦君提出(第三三号)  
同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
江口克彦君提出(第三三号)  
リハビリテーションを重視した介護サービスの在り方に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第三四号)  
尖閣諸島をめぐる問題に対する国連や国際社会への対応に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三四五号)  
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第三五号)  
中国空軍戦闘機接近が発生した際の自衛隊所属戦闘機による緊急発進に関する質問主意書(大

質問主意書と答弁書に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三八号)

平成二十五年度の原子力発電関連予算に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第三九号)

本日議員から次の修正案が提出された。

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)に対する修正案(櫻井充君外三名提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)、平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)審査報告書

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)審査報告書

### 一、委員会の決定の理由 要領書

の公債の発行の特例に関する法律「第四条第一項の規定による公債を同額発行することとしている。」

この結果、平成二十四年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ十兆二千二十七億八兆六千九百二十三億九千三百円、暮らしの安心・地域活性化に係る経費三兆千十六億八千七百万円、その他の経費二千三百九十七億千八百万円の歳出を追加する一方、既定経費の減額により、一兆七千三百二十二億千二百万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、租税及び印紙収入について二千六百十億円の増収、その他収入について一千四百九十五億四千五百萬円の増収を見込むとともに、前年度剩余金八千七百五億五千四百万円の受け入れを行うほか、公債金については、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債五兆五千二百億円の増発を行う一方、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第二条第一項の規定による公債二千九百九十九億円の減額を行うこととしている。(2)また、東日本大震災復興特別会計への繰入れ一兆四千四百九十二億五千二百万円を追加する一方、その財源の一部に充てるため、給与改定臨時特例法等に基づく給与削減相当額三千三百二十一号)右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年二月二十六日

参議院議長 平田 健二殿

衆議院議長 伊吹 文明

平成二十四年度政府関係機関補正予算(機第1号)  
1号)  
右は本院において可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成二十五年二月十四日

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)に対する修正案

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日

参議院会議録第七号

関平補成正予算(機度第一号) 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

一四

平成24年度一般会計補正予算(第1号)を次のように修正する。

## 1 予算総則補正中

## 第1条中

区分	平成24年度成立予算額 (千円)	補 正 額			改平成24年度予算額 (千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	90,333,931,511	10,652,956,630	△ 450,239,197	10,202,717,433	100,536,648,944
歳出	90,333,931,511	12,267,729,870	△ 2,065,012,437	10,202,717,433	100,536,648,944

を

区分	平成24年度成立予算額 (千円)	補 正 額			改平成24年度予算額 (千円)
		追加額(千円)	修正減少額(千円)	差引額(千円)	
歳入	90,333,931,511	8,532,046,813	△ 450,239,197	8,081,807,616	98,415,739,127
歳出	90,333,931,511	10,146,820,053	△ 2,065,012,437	8,081,807,616	98,415,739,127

に修正する。

第6条第1項中「11,429,000,000千円」を「9,308,090,183千円」に修正する。

## 第7条を削る。

第8条中「、所管外務省、組織外務本省に係る項の「外務本省施設費」の後に「、独立行政法人国際協力機構施設整備費」を加え、「、組織文部科学本省所轄機関に係る項の「文部科学本省所轄研究所施設費」の前に「日本学士院施設費、」を加え、組織文化庁に係る項の「独立行政法人国立美術館施設整備費」の前に「日本芸術院施設費、」を加え及び「加え、組織環境本省及びそれに係る項の下段にそれぞれ「地方環境事務所」、「地方環境事務所施設費」を」を、それぞれ削り、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

## 2 甲号 嶸入歳出予算補正中

## 歳入

主 管	部	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少額(千円)	差 引 額(千円)
財務省	雑収入			29,654,456	△ 43,869,447	△ 14,214,991

を

財務省	雑収入			2,613,820,569	△ 43,869,447	2,569,951,122
-----	-----	--	--	---------------	--------------	---------------

に、

財務省	雑収入	諸収入	特別会計受入金	12,670,962 7,605,374	△ 43,869,447 △ 43,869,447	△ 31,198,485 △ 36,264,073
-----	-----	-----	---------	-------------------------	------------------------------	------------------------------

を

財務省	雑収入	諸収入	特別会計受入金	2,596,837,075 2,591,771,487	△ 43,869,447 △ 43,869,447	2,552,967,628 2,547,902,040
-----	-----	-----	---------	--------------------------------	------------------------------	--------------------------------

に、

財務省	公債金	公債金	公債金	8,104,166,113 8,104,166,113 5,520,000,000	△ 299,000,000 △ 299,000,000 0	7,805,166,113 7,805,166,113 5,520,000,000
-----	-----	-----	-----	---	-------------------------------------	---

を

財務省	公債金	公債金	公債金	3,399,090,183 3,399,090,183 3,399,090,183	△ 299,000,000 △ 299,000,000 0	3,100,090,183 3,100,090,183 3,399,090,183
-----	-----	-----	-----	---	-------------------------------------	---

に、それぞれ修正する。

財務省	公債金	公債金	年金特例公債金	2,584,166,113	0	2,584,166,113
-----	-----	-----	---------	---------------	---	---------------

を削る。

財務省			計	10,534,556,408	△ 450,239,197	10,084,317,211
-----	--	--	---	----------------	---------------	----------------

を

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

関平補正予算四年度第一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

一五

財務省			計	8,413,646,591	△ 450,239,197	7,963,407,394
に、						
		歳入補正額総計		10,652,956,630	△ 450,239,197	10,202,717,433
を						
		歳入補正額総計		8,532,046,813	△ 450,239,197	8,081,807,616

に、それぞれ修正する。

歳出

所 管	組 織	項	補 正 額		
			追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
裁判所	裁判所	裁判所施設費	21,220,335	0	21,220,335

を削る。

裁判所		計	24,171,699	△ 21,340,166	2,831,533
を					

裁判所		計	2,951,364	△ 21,340,166	△ 18,388,802
に修正する。					

会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費	48,446	0	48,446
		計	159,155	△ 1,132,553	△ 973,398

及び

内閣	内閣官房	内閣官房施設費	297,675	0	297,675
を、それぞれ削る。					

内閣	内閣官房	計	1,917,859	△ 5,651,783	△ 3,733,924
を					

内閣	内閣官房	計	1,620,184	△ 5,651,783	△ 4,031,599
に、					

内閣		内閣所管補正額合計	1,973,774	△ 6,451,543	△ 4,477,769
を削る。					

内閣		内閣所管補正額合計	1,676,099	△ 6,451,543	△ 4,775,444
に、それぞれ修正する。					

内閣府	内閣本府	内閣本府施設費	110,100	0	110,100
を削る。					

内閣府	内閣本府	地域経済活性化・雇用創出推進費	1,398,000,000	0	1,398,000,000
を					

内閣府	内閣本府	地域経済活性化・雇用創出推進費	703,800,000	0	703,800,000
に、					

内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費共生社会政策費	9,799,000	0	9,799,000
			3,020,000	△ 15,507	3,004,493

内閣府	内閣本府	沖縄開発事業費共生社会政策費	9,027,000	0	9,027,000
			0	△ 15,507	15,507

内閣府	内閣本府	沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,817,000	0	2,817,000
を					

内閣府	内閣本府	沖縄道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	2,524,855	0	2,524,855
に、					

内閣府	内閣本府	計	1,468,352,341	△ 2,165,397	1,466,186,944
を					

内閣府	内閣本府	計	769,958,096	△ 2,165,397	767,792,699
を					

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

関平補成正予算(機度第一般会計補正予算(第1号))

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

に、

内閣府	消費者庁	消費者政策費	6,020,000	△	19,486	6,000,514
-----	------	--------	-----------	---	--------	-----------

を

内閣府	消費者庁	消費者政策費	0	△	19,486	△	19,486
-----	------	--------	---	---	--------	---	--------

に、

内閣府	消費者庁	計	6,020,000	△	382,226	5,637,774
	内閣府所管補正額合計		1,540,507,004	△	15,176,381	1,525,330,623

を

内閣府	消費者庁	計	0	△	382,226	△	382,226
	内閣府所管補正額合計		836,092,759	△	15,176,381		820,916,378

に、それぞれ修正する。

総務省	総務本省	独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	50,000,000		0	50,000,000
-----	------	---------------------	------------	--	---	------------

を削る。

総務省	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	26,471,222		0	26,471,222
-----	------	----------------	------------	--	---	------------

を

総務省	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	23,271,222		0	23,271,222
-----	------	----------------	------------	--	---	------------

に、

総務省	総務本省	計	392,763,377	△	5,202,047	387,561,330
-----	------	---	-------------	---	-----------	-------------

を

総務省	総務本省	計	339,563,377	△	5,202,047	334,361,330
-----	------	---	-------------	---	-----------	-------------

に、

総務省	総務本省	総務省所管補正額合計	411,290,802	△	8,298,257	402,992,545
-----	------	------------	-------------	---	-----------	-------------

を

総務省	総務本省	計	358,090,802	△	8,298,257	349,792,545
-----	------	---	-------------	---	-----------	-------------

に、

法務省	法務本省	法務省施設費 計	19,318,993	△	1,173,274	18,145,719
			23,607,558	△	8,849,500	14,758,058

を

法務省	法務本省	法務省施設費 計	0	△	1,173,274	△	1,173,274
			4,288,565	△	8,849,500	△	4,560,935

に、

法務省	法務本省	法務省所管補正額合計	27,157,270	△	39,982,274	△	12,825,004
-----	------	------------	------------	---	------------	---	------------

を

法務省	法務本省	法務省所管補正額合計	7,838,277	△	39,982,274	△	32,143,997
-----	------	------------	-----------	---	------------	---	------------

に、それぞれ修正する。

外務省	外務本省	独立行政法人国際協力機構 施設整備費	1,983,515		0	1,983,515
-----	------	-----------------------	-----------	--	---	-----------

を削る。

外務省	外務本省	計	187,933,822	△	3,290,021	184,643,801
-----	------	---	-------------	---	-----------	-------------

を

外務省	外務本省	計	185,950,307	△	3,290,021	182,660,286
-----	------	---	-------------	---	-----------	-------------

に、

外務省	外務本省	外務省所管補正額合計	188,412,856	△	5,759,385	182,653,471
-----	------	------------	-------------	---	-----------	-------------

を

外務省	外務本省	外務省所管補正額合計	186,429,341	△	5,759,385	180,669,956
-----	------	------------	-------------	---	-----------	-------------

に、

文部科学省	文部科学本省	研究振興費	29,859,000	△	8,072	29,850,928
-------	--------	-------	------------	---	-------	------------

を

文部科学省	文部科学本省	研究振興費	229,859,000	△	8,072	229,850,928
-------	--------	-------	-------------	---	-------	-------------

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

関平補正予算四機第一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

一七

に、

文部科学省	文部科学本省	計	988,987,142	△	77,964,705	911,022,437
-------	--------	---	-------------	---	------------	-------------

を

文部科学省	文部科学本省	計	1,188,987,142	△	77,964,705	1,111,022,437
-------	--------	---	---------------	---	------------	---------------

に、それぞれ修正する。

文部科学省	文部科学本省所轄機関	日本学士院施設費	104,045	0	104,045
-------	------------	----------	---------	---	---------

を削る。

文部科学省	文部科学本省所轄機関	計	104,045	△	235,207	△	131,162
-------	------------	---	---------	---	---------	---	---------

を

文部科学省	文部科学本省所轄機関	計	0	△	235,207	△	235,207
-------	------------	---	---	---	---------	---	---------

に修正する。

文部科学省	文化庁	日本芸術院施設費	716,302	0	716,302
-------	-----	----------	---------	---	---------

、

文部科学省	文化庁	独立行政法人国立美術館施設整備費	505,176	0	505,176
-------	-----	------------------	---------	---	---------

及び

文部科学省	文化庁	独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	2,128,347	0	2,128,347
-------	-----	----------------------	-----------	---	-----------

を、それぞれ削る。

文部科学省	文化庁	独立行政法人国立文化財機構施設整備費	2,037,848	0	2,037,848
-------	-----	--------------------	-----------	---	-----------

を

文部科学省	文化庁	計	5,387,673	△	1,870,490	3,517,183
-------	-----	---	-----------	---	-----------	-----------

を

文部科学省	文化庁	文部科学省所管補正額合計	994,478,860	△	80,070,402	914,408,458
-------	-----	--------------	-------------	---	------------	-------------

を

文部科学省	文化庁	計	0	△	1,870,490	△	1,870,490
-------	-----	---	---	---	-----------	---	-----------

に、

厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費	53,050,732	0	53,050,732
-------	--------	-------------	------------	---	------------

を

厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費	3,050,732	0	3,050,732
-------	--------	-------------	-----------	---	-----------

に、

厚生労働省	厚生労働本省	医療保険給付諸費	280,311,296	△	9,032,248	271,279,048
-------	--------	----------	-------------	---	-----------	-------------

を

厚生労働省	厚生労働本省	医療保険給付諸費	240,311,296	△	9,032,248	231,279,048
-------	--------	----------	-------------	---	-----------	-------------

に、それぞれ修正する。

厚生労働省	厚生労働本省	高齢者等雇用安定・促進費 職業能力開発強化費	100,000,000 60,000,000	0 0	100,000,000 60,000,000
-------	--------	---------------------------	---------------------------	--------	---------------------------

及び

厚生労働省	厚生労働本省	子ども・子育て支援対策費	55,674,798	0	55,674,798
-------	--------	--------------	------------	---	------------

を、それぞれ削る。

厚生労働省	厚生労働本省	計	3,169,795,183	△	96,316,883	3,073,478,300
-------	--------	---	---------------	---	------------	---------------

を

厚生労働省	厚生労働本省	計	2,864,120,385	△	96,316,883	2,767,803,502
-------	--------	---	---------------	---	------------	---------------

に、

厚生労働省	厚生労働省所管補正額合計	3,169,795,183	△	108,056,441	3,061,738,742
-------	--------------	---------------	---	-------------	---------------

を

厚生労働省	厚生労働省所管補正額合計	2,864,120,385	△	108,056,441	2,756,063,944
-------	--------------	---------------	---	-------------	---------------

に、

農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物・食農連携強化対策費	113,941,448	△	347,531	113,593,917
-------	--------	------------------	-------------	---	---------	-------------

を

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日

参議院会議録第七号

関平補正予算(第1号) 平成二十四年度機関会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機関

一八

農林水産省	農林水産本省	国産農畜産物・食農連携強化対策費	31,554,448	△	347,531	31,206,917
-------	--------	------------------	------------	---	---------	------------

に、

農林水産省	農林水産本省	農業経営対策費	14,315,227	△	69,756,245	△	55,441,018
-------	--------	---------	------------	---	------------	---	------------

を

農林水産省	農林水産本省	農業経営対策費	3,416,545	△	69,756,245	△	66,339,700
-------	--------	---------	-----------	---	------------	---	------------

に、

農林水産省	農林水産本省	農山漁村6次産業化対策費	6,899,500	△	35,825	6,863,675
-------	--------	--------------	-----------	---	--------	-----------

を

農林水産省	農林水産本省	農山漁村6次産業化対策費	1,184,000	△	35,825	1,148,175
-------	--------	--------------	-----------	---	--------	-----------

に、それぞれ修正する。

農林水産省	農林水産本省	独立行政法人種苗管理センター施設整備費	197,000	0	197,000
-------	--------	---------------------	---------	---	---------

を削る。

農林水産省	農林水産本省	農業競争力強化基盤整備事業費	52,957,000	0	52,957,000
-------	--------	----------------	------------	---	------------

を

農林水産省	農林水産本省	農業競争力強化基盤整備事業費 農山漁村活性化対策費	452,957,000	0	452,957,000
			6,000,000	0	6,000,000

に修正する。

農林水産省	農林水産本省	農山漁村地域整備事業費	155,989,000	0	155,989,000
-------	--------	-------------	-------------	---	-------------

を削る。

農林水産省	農林水産本省	計	584,947,312	△	79,416,582	505,530,730
-------	--------	---	-------------	---	------------	-------------

を

農林水産省	農林水産本省	計	716,822,130	△	79,416,582	637,405,548
-------	--------	---	-------------	---	------------	-------------

に修正する。

農林水産省	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費	886,069	0	886,069
-------	----------	-------------	---------	---	---------

農林水産省	農林水産技術会議	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	9,935,543	0	9,935,543
-------	----------	----------------------------	-----------	---	-----------

農林水産省	農林水産技術会議	独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	3,666,023	0	3,666,023
-------	----------	----------------------	-----------	---	-----------

及び

農林水産省	農林水産技術会議	独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	2,611,455	0	2,611,455
-------	----------	----------------------	-----------	---	-----------

を、それぞれ削る。

農林水産省	農林水産技術会議	計	19,099,090	△	2,798,027	16,301,063
-------	----------	---	------------	---	-----------	------------

を

農林水産省	農林水産技術会議	計	2,000,000	△	2,798,027	△	798,027
-------	----------	---	-----------	---	-----------	---	---------

に、

農林水産省	林野庁	林業振興対策費 林産物供給等振興対策費 森林整備・林業等振興対策費	2,634,505 42,273,455 89,758,500	△ △	5,350 15,000 0	2,629,155 42,258,455 89,758,500
-------	-----	---	---------------------------------------	--------	----------------------	---------------------------------------

を

農林水産省	林野庁	林業振興対策費 林産物供給等振興対策費	1,228,000 1,153,455	△ △	5,350 15,000	1,222,650 1,138,455
-------	-----	------------------------	------------------------	--------	-----------------	------------------------

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

関平補正予算(第1号) 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

一九

		森林整備・林業等振興対策費	34,380,000	0	34,380,000
--	--	---------------	------------	---	------------

に、それぞれ修正する。

農林水産省	林野庁	独立行政法人森林総合研究所施設整備費	1,006,943	0	1,006,943
-------	-----	--------------------	-----------	---	-----------

を削る。

農林水産省	林野庁	計	261,105,972	△	7,369,119	253,736,853
-------	-----	---	-------------	---	-----------	-------------

を

農林水産省	林野庁	計	162,194,024	△	7,369,119	154,824,905
-------	-----	---	-------------	---	-----------	-------------

に、

農林水産省	水産庁	漁業経営安定対策費	16,561,368	△	8,925	16,552,443
-------	-----	-----------	------------	---	-------	------------

を

農林水産省	水産庁	漁業経営安定対策費	0	△	8,925	△	8,925
-------	-----	-----------	---	---	-------	---	-------

に、それぞれ修正する。

農林水産省	水産庁	独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	1,765,869	0	1,765,869
-------	-----	-----------------------	-----------	---	-----------

を削る。

農林水産省	水産庁	計	55,011,567	△	1,489,586	53,521,981
農林水産省所管補正額合計			920,301,597	△	101,607,241	818,694,356

を

農林水産省	水産庁	計	36,684,330	△	1,489,586	35,194,744
農林水産省所管補正額合計			917,838,140	△	101,607,241	816,230,899

に修正する。

経済産業省	経済産業本省	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	32,800,000	0	32,800,000
-------	--------	----------------------	------------	---	------------

、

経済産業省	経済産業本省	独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	2,200,000	0	2,200,000
-------	--------	-----------------------	-----------	---	-----------

及び

経済産業省	経済産業本省	コンテンツ産業強化費	12,320,000	0	12,320,000
を、それぞれ削る。					

経済産業省	経済産業本省	地域経済活性化対策費	202,000,000	0	202,000,000
を					

経済産業省	経済産業本省	地域経済活性化対策費	2,000,000	0	2,000,000
に修正する。					

経済産業省	経済産業本省	温暖化対策費	113,549,532	0	113,549,532
を削る。					

経済産業省	経済産業本省	産業保安費 計	37,544,035	0	37,544,035
522,248,761 △			6,985,391		515,263,370

を

経済産業省	経済産業本省	産業保安費 計	21,072,837	0	21,072,837
144,908,031 △			6,985,391		137,922,640

に、

経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費 中小企業事業環境整備費 経営安定・取引適正化費	246,403,379	△	37,316	246,366,063
119,999,383 △			4,347		119,995,036	

経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費 中小企業事業環境整備費 経営安定・取引適正化費	4,209,996	△	55,000	4,154,996
0 △			55,000	△	55,000	

を

経済産業省	中小企業庁	経営革新・創業促進費 中小企業事業環境整備費 経営安定・取引適正化費	495,233,226	△	37,316	495,195,910
118,499,390 △			4,347		118,495,043	

経済産業省	中小企業庁	計	372,112,758	△	582,409	371,530,349
0 △			55,000	△	55,000	

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

関平補成正予算四年度機械第一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

二〇〇

	経済産業省所管補正額合計		895,361,357	△	9,823,693	885,537,664
--	--------------	--	-------------	---	-----------	-------------

を

経済産業省	中小企業庁	計	615,232,616	△	582,409	614,650,207
	経済産業省所管補正額合計		761,140,485	△	9,823,693	751,316,792

に、それぞれ修正する。

国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費	65,466		0	65,466
-------	--------	-----------	--------	--	---	--------

を削る。

国土交通省	国土交通本省	港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	42,001,531	△	1,222,527	40,779,004
-------	--------	-------------------------	------------	---	-----------	------------

を

国土交通省	国土交通本省	港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	20,528,767	△	1,222,527	19,306,240
-------	--------	-------------------------	------------	---	-----------	------------

に、

国土交通省	国土交通本省	空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	19,476,709	△	126,307	19,350,402
-------	--------	------------------------	------------	---	---------	------------

を

国土交通省	国土交通本省	空港整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	14,108,518	△	126,307	13,982,211
-------	--------	------------------------	------------	---	---------	------------

に、

国土交通省	国土交通本省	都市再生・地域再生整備事業費	41,000,000		0	41,000,000
-------	--------	----------------	------------	--	---	------------

を

国土交通省	国土交通本省	都市再生・地域再生整備事業費	26,027,495		0	26,027,495
-------	--------	----------------	------------	--	---	------------

に、

国土交通省	国土交通本省	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	361,449,791	△	6,036,824	355,412,967
			76,247,000		0	76,247,000

を

国土交通省	国土交通本省	道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入 北海道道路整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	196,240,981	△	6,036,824	190,204,157
			44,987,330		0	44,987,330

に、

国土交通省	国土交通本省	建設市場整備推進費	1,849,000	△	4,064	1,844,936
-------	--------	-----------	-----------	---	-------	-----------

を

国土交通省	国土交通本省	建設市場整備推進費	0	△	4,064	△	4,064
-------	--------	-----------	---	---	-------	---	-------

に、それぞれ修正する。

国土交通省	国土交通本省	社会資本総合整備事業費	762,349,190		0	762,349,190
-------	--------	-------------	-------------	--	---	-------------

を削る。

国土交通省	国土交通本省	離島振興事業費 北海道開発事業費	26,025,350		0	26,025,350
			78,564,460	△	1,975	78,564,485

を

国土交通省	国土交通本省	離島振興事業費 北海道開発事業費	12,133,000		0	12,133,000
			50,275,000	△	1,975	50,275,025

に修正する。

国土交通省	国土交通本省	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	185,800		0	185,800
-------	--------	----------------------	---------	--	---	---------

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

閣平補成正予算四(機第一般会計補正予算第一号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

及び

国土交通省	国土交通本省	官庁営繕費	9,074,346	0	9,074,346
-------	--------	-------	-----------	---	-----------

を、それぞれ削る。

国土交通省	国土交通本省	計	1,919,174,637	△	25,154,710	1,894,019,927
-------	--------	---	---------------	---	------------	---------------

を

国土交通省	国土交通本省	計	865,187,085	△	25,154,710	840,032,375
-------	--------	---	-------------	---	------------	-------------

に修正する。

国土交通省	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費	188,715	0	188,715
		計	188,715	△	273,407

及び

国土交通省	気象庁	気象官署施設費	4,985,682	0	4,985,682
-------	-----	---------	-----------	---	-----------

を、それぞれ削る。

国土交通省	気象庁	計	4,985,682	△	3,047,707	1,937,975
-------	-----	---	-----------	---	-----------	-----------

を

国土交通省	気象庁	計	0	△	3,047,707	△	3,047,707
-------	-----	---	---	---	-----------	---	-----------

に、

国土交通省	国土交通省所管補正額合計	1,950,394,344	△	45,622,096	1,904,772,248
-------	--------------	---------------	---	------------	---------------

を

国土交通省	国土交通省所管補正額合計	891,232,395	△	45,622,096	845,610,299
-------	--------------	-------------	---	------------	-------------

に、

環境省	環境本省	地球温暖化対策事業費 大気・水・土壤環境等保全費	5,000,000	0	5,000,000
		計	10,053,307	△	1,071

を

環境省	環境本省	地球温暖化対策事業費	3,174,085	0	3,174,085
-----	------	------------	-----------	---	-----------

		大気・水・土壤環境等保全費	65,032	△	1,071	63,961
--	--	---------------	--------	---	-------	--------

に、それぞれ修正する。

環境省	環境本省	独立行政法人国立環境研究所施設整備費	1,483,625	0	1,483,625
-----	------	--------------------	-----------	---	-----------

を削る。

環境省	環境本省	計	62,422,057	△	2,567,888	59,854,169
-----	------	---	------------	---	-----------	------------

を

環境省	環境本省	計	49,124,242	△	2,567,888	46,556,354
-----	------	---	------------	---	-----------	------------

に修正する。

環境省	地方環境事務所	地方環境事務所施設費	115,999	0	115,999
		計	115,999	△	406,239

を削る。

環境省	環境省所管補正額合計	62,684,755	△	3,829,577	58,855,178
-----	------------	------------	---	-----------	------------

を

環境省	環境省所管補正額合計	49,270,941	△	3,829,577	45,441,364
-----	------------	------------	---	-----------	------------

に、

	歳出補正額総計	12,267,729,870	△	2,065,012,437	10,202,717,433
--	---------	----------------	---	---------------	----------------

を

	歳出補正額総計	10,146,820,053	△	2,065,012,437	8,081,807,616
--	---------	----------------	---	---------------	---------------

に、それぞれ修正する。

## 3 丙号 繰越明許費補正中

所	管	組	織	事	項
総務省		総務本省		(項) 独立行政法人情報通信研究機構施設整備費のうち	

## 官 報 (号 外)

平成二十五年一月二十六日 参議院会議録第七号

平成二十四年度特別会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

二二

		独立行政法人情報通信研究機構施設整備費補助金(イノベーション創出に資する研究基盤施設等整備事業に限る。)
--	--	--

外務省	外務本省	(項) 独立行政法人国際協力機構施設整備費
-----	------	-----------------------

文部科学省	文部科学本省所轄機関 文化庁	(項) 日本学士院施設費 (項) 日本芸術院施設費 独立行政法人国立美術館施設整備費のうち 独立行政法人国立美術館施設整備費補助金(国立新美術館施設整備費に限る。) 独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費のうち 独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費補助金(国立劇場本館施設整備費、国立劇場演芸資料館施設整備費、国立劇場能楽堂施設整備費、国立劇場文楽劇場施設整備費及び国立劇場おきなわ施設整備費に限る。)
-------	-------------------	---

厚生労働省	厚生労働本省	(項) 高齢者等雇用安定・促進費のうち 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
-------	--------	--

国土交通省	国土交通本省	(項) 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費のうち 独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費補助金(ハイブリッド・電子制御車両総合試験設備整備事業のうち操作計測盤改造等事業に限る。)
-------	--------	--

及び

環境省	地方環境事務所	(項) 地方環境事務所施設費
-----	---------	----------------

を、それぞれ削る。

平成24年度特別会計補正予算(特第1号)を次のように修正する。

## 1 予算総則補正中

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

## 2 甲号 歳入歳出予算補正中

所 管	特別会計	款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修正減少額(千円)	差 引 額(千円)
財務省	国債整理基金 歳出		事務取扱費	0	△ 1,518	△ 1,518

の次に

財務省	国債整理基金 歳出		一般会計へ繰入	2,584,166,113	0	2,584,166,113
-----	--------------	--	---------	---------------	---	---------------

を加える。

財務省	国債整理基金 歳出		歳出補正額	3,451,132,689	△ 5,257,826,696	△ 1,806,694,007
-----	--------------	--	-------	---------------	-----------------	-----------------

を

財務省	国債整理基金 歳出		歳出補正額	6,035,298,802	△ 5,257,826,696	777,472,106
-----	--------------	--	-------	---------------	-----------------	-------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳入		他会計より受入	440,991,791	△ 6,523,029	434,468,762
			一般会計より受入	440,533,791	△ 6,036,824	434,496,967

を

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

平成二十四年度予算(機関第一号)一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算特第1号

平成二十四年度政府関係機

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳入	他会計より受入		244,231,166 243,773,166	△ 6,523,029 △ 6,036,824	237,708,137 237,736,342
-------	--------------------------	---------	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳入		歳入補正額	551,183,557	△ 6,523,029	544,660,528
-------	--------------------------	--	-------	-------------	-------------	-------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳入		歳入補正額	354,422,932	△ 6,523,029	347,899,903
-------	--------------------------	--	-------	-------------	-------------	-------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳出		道路環境改善事業費	11,234,000	0	11,234,000
-------	--------------------------	--	-----------	------------	---	------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳出		道路環境改善事業費	7,143,950	0	7,143,950
-------	--------------------------	--	-----------	-----------	---	-----------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定					
-------	--------------------	--	--	--	--	--

	歳出		道路交通安全対策事業費 北海道道路交通安全対策事業費	128,765,000 43,936,000	0	128,765,000 43,936,000
--	----	--	-------------------------------	---------------------------	---	---------------------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳出		道路交通安全対策事業費 北海道道路交通安全対策事業費	81,729,424 27,904,464	0	81,729,424 27,904,464
-------	--------------------------	--	-------------------------------	--------------------------	---	--------------------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳出		地域連携道路事業費	149,392,000	0	149,392,000
-------	--------------------------	--	-----------	-------------	---	-------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳出		地域連携道路事業費	94,833,653	0	94,833,653
-------	--------------------------	--	-----------	------------	---	------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 道路整備勘定 歳出		北海道地域連携道路事業費	39,575,000	0	39,575,000
-------	--------------------------	--	--------------	------------	---	------------

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

関平補正予算(第1号) 平成二十四年度機関会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機関

二四

沖縄地域連携道路事業費	370,000	0	370,000
道路交通円滑化事業費	163,035,000	0	163,035,000
北海道道路交通円滑化事業費	2,145,000	0	2,145,000
沖縄道路交通円滑化事業費	360,000	0	360,000

を

国土交通省	社会资本整備事業 道路整備勘定 歳出	北海道地域連携道路事業費	25,113,751	0	25,113,751
		沖縄地域連携道路事業費	223,927	0	223,927
		道路交通円滑化事業費	103,510,163	0	103,510,163
		北海道道路交通円滑化事業費	1,378,116	0	1,378,116
		沖縄道路交通円滑化事業費	213,927	0	213,927

に、

国土交通省	社会资本整備事業 道路整備勘定 歳出	歳出補正額	551,183,557	△	6,523,029	544,660,528
-------	--------------------------	-------	-------------	---	-----------	-------------

を

国土交通省	社会资本整備事業 道路整備勘定 歳出	歳出補正額	354,422,932	△	6,523,029	347,899,903
-------	--------------------------	-------	-------------	---	-----------	-------------

に、

国土交通省	社会资本整備事業 港湾勘定 歳入	他会計より受入	56,365,175	△	1,248,461	55,116,714
		一般会計より受入	55,716,175	△	1,228,743	54,487,432

を

国土交通省	社会资本整備事業 港湾勘定 歳入	他会計より受入	34,892,411	△	1,248,461	33,643,950
		一般会計より受入	34,243,411	△	1,228,743	33,014,668

に、

国土交通省	社会资本整備事業 港湾勘定 歳入	歳入補正額	75,823,192	△	1,252,433	74,570,759
-------	------------------------	-------	------------	---	-----------	------------

を

国土交通省	社会资本整備事業 港湾勘定 歳入	歳入補正額	54,350,428	△	1,252,433	53,097,995
-------	------------------------	-------	------------	---	-----------	------------

に、

国土交通省	社会资本整備事業 港湾勘定 歳出	港湾事業費	58,821,405	0	58,821,405
-------	------------------------	-------	------------	---	------------

を

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

閣平補成正予算(機度第一般会計補正予算(第1号))

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

国土交通省	社会資本整備事業 港湾勘定 歳出		港湾事業費	37,348,641	0	37,348,641
-------	------------------------	--	-------	------------	---	------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 港湾勘定 歳出		歳出補正額	75,823,192	△	1,252,433	74,570,759
-------	------------------------	--	-------	------------	---	-----------	------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 港湾勘定 歳出		歳出補正額	54,350,428	△	1,252,433	53,097,995
-------	------------------------	--	-------	------------	---	-----------	------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳入	他会計より受入		25,181,317	△	210,155	24,971,162
			一般会計より受入	25,181,317	△	141,436	25,039,881

を

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳入	他会計より受入		19,813,126	△	210,155	19,602,971
			一般会計より受入	19,813,126	△	141,436	19,671,690

に、

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳入		歳入補正額	26,279,463	△	210,155	26,069,308
-------	--------------------------	--	-------	------------	---	---------	------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳入		歳入補正額	20,911,272	△	210,155	20,701,117
-------	--------------------------	--	-------	------------	---	---------	------------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳出		空港整備事業費	14,718,515	0	14,718,515
-------	--------------------------	--	---------	------------	---	------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳出		空港整備事業費	9,350,324	0	9,350,324
-------	--------------------------	--	---------	-----------	---	-----------

に、

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳出		歳出補正額	26,279,463	△	210,155	26,069,308
-------	--------------------------	--	-------	------------	---	---------	------------

を

国土交通省	社会資本整備事業 空港整備勘定 歳出		歳出補正額	20,911,272	△	210,155	20,701,117
-------	--------------------------	--	-------	------------	---	---------	------------

に、それぞれ修正する。

所 管	特別会計	所管・組織・款	項	補 正 額		
				追 加 額(千円)	修 正 減 少 額(千円)	差 引 額(千円)
国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、通商産業省、国土交通省及び環境省及び防衛省	東日本大震災復興歳入	公債金		0	△ 279,000,000	△ 279,000,000
		復興公債金		0	△ 279,000,000	△ 279,000,000

## 官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日

参議院会議録第七号

関平補成正予算(機械第1号) 平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十四年度政府関係機

二六

を削る。

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、経務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興 歳入	歳入補正額	1,474,452,401	△ 279,170,758	1,195,281,643
--	----------------	-------	---------------	---------------	---------------

を

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、経務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興 歳入	歳入補正額	1,474,452,401	△ 170,758	1,474,281,643
--	----------------	-------	---------------	-----------	---------------

に、

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、経務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興 歳出	復興庁 復興庁	131,069,220 131,069,220	△ 6,991,189 △ 6,991,189	124,078,031 124,078,031
		復興庁共通費	0	△ 382,183	△ 382,183

を

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、経務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興 歳出	復興庁 復興庁	410,069,220 410,069,220	△ 6,991,189 △ 6,991,189	403,078,031 403,078,031
		復興庁共通費 東日本大震災復興 推進費	0 279,000,000	△ 382,183 0	△ 382,183 279,000,000

に、

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、経務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興 歳出	歳出補正額	1,307,239,518	△ 111,957,875	1,195,281,643
--	----------------	-------	---------------	---------------	---------------

を

国会、裁判所、内閣、内閣府、復興庁、経務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興 歳出	歳出補正額	1,586,239,518	△ 111,957,875	1,474,281,643
--	----------------	-------	---------------	---------------	---------------

に、それぞれ修正する。

## 審査報告書

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十五年二月二十六日

内閣委員長 相原久美子

参議院議長 平田 健二殿

## 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 株式会社地域経済活性化支援機構法

目次中「企業再生支援委員会」を「地域経済活性化支援委員会」に改める。

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十四年度一般会計補正予算(第一号)(内閣府所管)に、三十億円が計上されている。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年二月十四日

衆議院議長 伊吹 文明

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

第十六条第一項中「掲げる決定」の下に「(第一号

から第六号までに掲げる決定にあつては、第二十

五条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものに限る。」を加え、同項第一号中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第五号中「対象事業者に係る」を削り、「決定」の下に「(再生支援決定)」に對する次に掲げる業務(以下「特定

四 特定事業再生支援会社(第三十二条の三第四項に規定する特定出資決定の対象となつた中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社をいう。以下同じ。)に対する次に掲げる業務(以下「特定出資」という。)

イ 出資(その発行の時において議決権を行ふことができる事項のない株式であつて、剩余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものの引受けに係るものに限る。)

ロ 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて主務省令で定めるものをいう。)による資金の貸付け(劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて主務省令で定めるものをいう。)の引受けを含む。)

ハ 特定専門家派遣対象機関(第三十三条第二項第二号に規定する特定専門家派遣決定の対象となつた者をいう。第三項において同じ。)

四 項第二号に規定する特定専門家派遣決定の対象となる事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの(第三十二条の四第一項において「地域経済活性化事業活動」という。)に関する専門家の派遣(以下「特定専門家派遣」という。)

五 特定信託引受対象事業者(第三十二条の二項に規定する特定信託引受決定の対象となつた事業者をいう。以下同じ。)に対して金融機関等(当該特定信託引受対象事業者に対する債権の額が最も多いものを除く。)

六 単独で又は民間事業者と共同して、投資事業有限責任組合契約に關する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資

事業有限責任組合(第三十二条の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。)

であつて地域経済の活性化に資する資金供給を行うもの(主務省令で定めるものに限る。)の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと(以下「特定経営管理」という。)

第二十二条第二項中「前項第七号」を「前項第十号」に改め、同条第三項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者、特定信託引受対象事業者、特定事業者等」に改め、同条第六項中「前項第七号」を「前項第十号」に改め、同条第三項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第七項を次のように改め。

支援対象事業者、特定信託引受対象事業者、特定事業者等、再生支援対象事業会社、特定専門家派遣対象機関(特定事業再生支援会社であるものを除く。)及び特定経営管理に係る株式会社(第三十三条第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。)に改める。

第二十三条第一項中「の業務」の下に「又は特定信託引受けの業務」を加え、同条第三項中「貸金業者」の下に「第三十二条の三第一項において單に「貸金業者」という。」を、「債権買取り等」の下に「又は特定信託引受け」を加える。

第二十四条第一項中「第二十二条第一項各号」を「第二十二条第一項第一号及び第二号」に改め、「業務」の下に「(これららの業務に関連する同項第七号から第十一号までに掲げる業務を含む。)」を加え、「債権買取り等をする」を「次に掲げる業務を行ふ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 債権買取り等
- 二 特定信託引受け
- 三 特定出資
- 四 特定専門家派遣
- 五 特定経営管理

第二十四条第二項中「支援基準」の下に「(同項第

三号から第五号までに掲げる業務に係るもの)を除く。」を加え、「以下」を「次項において」に改める。

第二十五条の見出しを「(再生支援決定)」に改め、同条第三項中「第六十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条第四項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 機構は、再生支援決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十五条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「支援決定は、平成二十五年三月三十一日」を「再生支援決定は、平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十六条第一項中「機構は、支援決定」を「機構は、再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「対象事業者の」を「再生支援対象事業者」に、「支援決定の」を「再生支援決定の」に、「対象事業者に對して」を「再生支援対象事業者に對して」に、「すべて」を「全て」に、「支援決定を行つた旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない」を「第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求められる方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかにより行うものとする」に改め、同項第二号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「第六十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条の次に

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の関係金融機関等に対する求めは、再生支援決定を行つた旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

第二十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「再生支援決定」に改め、同条第七項を次のように改める。

第二十八条第四項を次のように改める。

第二十九条中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、「全て」に改める。

第三十条第一項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十一条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、「及び第三十四条第一項第三号」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、出資決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第四号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第四号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、「第六十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条の次に

(特定信託引受決定)

第三十二条の二 過大な債務を負つてゐる事業者であつて、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(第二十五条第一項各号に掲げる法人及び再生支援対象事業者を除く。)は、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受けの申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定信託引受けを定するかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。

4 機構は、特定信託引受けをするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

5 機構は、特定信託引受けをする旨の決定(以下「特定信託引受決定」という。)を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6 特定信託引受決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及び金融機関等に対しては、同年九月三十日まで

次に四条を加える。

6 特定信託引受決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及び金融機関等に対しては、同年九月三十日まで

官報(号外)

(特定出資決定等)

第三十二条の三 中小企業者その他の事業者の事

業の再生を支援することを目的とする株式会社

(貸金業者であるものに限る。)に分割又は現物

出資により事業者に対する貸付債権を移転し、

その対価として当該株式会社の株式を取得する

ことにより、その総株主の議決権の全部を保有

することとなる。又は二以上の金融機関等は、

機構に対し、特定出資の申込みをすることがで

きる。この場合において、当該申込みは、当該

又は二以上の金融機関等及び当該株式会社の

連名でするものとする。

2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して

行わなければならない。

一 当該株式会社に移転する貸付債権に係る事

業者(以下「貸付債権移転対象事業者」とい

う。)の事業の再生のおおよその見通しを記載

した書面

二 貸付債権移転対象事業者が経営の改善のた

めの計画を作成し、かつ、当該計画を達成す

ることができると見込まれるとき、又は貸付

債権移転対象事業者の経営が改善したと認め

られるときは、当該貸付債権移転対象事業者

に対し、当該貸付債権移転対象事業者に対する

貸付債権を当該株式会社に移転する金融機

関等が資金の貸付けを行う旨を約しているこ

とを証する書面

三 当該株式会社が貸付債権移転対象事業者に

対して資金の貸付けを行う場合には、当該資

金の貸付けは、当該金融機関等が当該貸付債

権移転対象事業者に対して前号に規定する資

金の貸付けを行うまでの間における当該貸付

債権移転対象事業者の事業の継続に欠くこと

ができないものに限る旨を約していることを

証する書面

四 その他主務省令で定める書面

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅

滞なく、支援基準に従つて、特定出資をするか

どうかを決定するとともに、その結果を当該申

込みをした金融機関等に通知しなければならな

い。

4 機構は、特定出資をする旨の決定(次項及び

第三十三条第二項第一号において「特定出資決

定」という。)を行つたときは、速やかに、主務

大臣にその旨を報告しなければならない。

5 特定出資決定は、平成三十年三月三十一日ま

でに行わなければならぬ。ただし、機構があ

らかじめ主務大臣の認可を受けた金融機関等に

対しては、同年九月三十日までの間、行うこと

ができる。

6 金融機関等は、機構が特定出資に係る株式又

は債権の全部につき譲渡その他の処分をするま

での間、当該特定出資に係る特定事業再生支援

会社の株式(機構が保有するものを除く。)の全

部を継続して保有しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

第三十二条の四 金融機関等、特定事業再生支援

会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活

性化事業活動を支援する業務を行う者として主

務省令で定めるものは、その業務を行うために

必要があると認めるときは、機構に対し、特定

専門家派遣の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定

める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅

滞なく、支援基準に従つて、特定専門家派遣を

するかどうかを決定するとともに、その結果を

当該申込みをした者に通知しなければならな

い。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の五 機構は、特定経営管理をしよう

とするときは、あらかじめ、支援基準に従つ

て、特定経営管理をする旨の決定(以下「特定経

営管理決定」という。)を行わなければならな

い。

2 機構は、特定経営管理決定を行つたときは、

速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければ

ならない。

3 特定経営管理決定は、平成三十年三月三十一

日までに行わなければならぬ。

4 機構は、投資事業有限責任組合の無限責任組

合員が特定経営管理に係る株式会社のみである

場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全

部を取得し、又は保有してはならない。

第三十三条第一項及び第二項を次のように改め

る。

機構は、再生支援対象事業者等に係る債権又

は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定

を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨

を報告しなければならない。

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の

事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各

号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定め

第三十四条の次に次の二条を加える。

る期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了

するように努めなければならない。

一 再生支援決定、特定信託引受決定又は特定

出資決定 これらの決定の日から五年以内

ただし書の認可を受けてこれらの決定を行つ

た場合は、平成三十五年三月三十一日まで)

で、かつ、できる限り短い期間

二 特定専門家派遣決定(特定専門家派遣をす

る旨の決定をいう。)又は特定経営管理決定

これらの決定の日から平成三十五年三月三十

一日までの期間

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「支援

決定の日から三年以内」を「再生支援決定又は特定

信託引受決定の日から五年以内(第二十五条第八

項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の

認可を受けてこれらの方定を行つた場合は、平成

三十五年三月三十一日まで)に改め、同項を同条

第三項とし、同条第五項中「支援決定の日から三

年以内」を「再生支援決定の日から五年以内(第二

十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決

定を行つた場合は、平成三十五年三月三十一日ま

で)に改め、同項を同条第四項とする。

第三十四条を次のように改める。

(公表)

第三十四条 機構は、主務省令で定めるところに

より、再生支援決定その他の機構が行つたことの

概要を示すために必要なものとして主務省令で

定める事項を公表しなければならない。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(償還すべき社債の金額の減額に関する機構の確認)

第三十四条の二 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従つて事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであるとの確認を求めることができる。

2 機構は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者に通知するものとする。

(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

第三十四条の三 裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行ふ旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

第三十五条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項各号及び同条第四項中「対象事業

ものとする。

2 前項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する剰余金の額

二 剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

3 第二項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における分配可能額(会社法第四百六十二条第二項に規定する分配可能額をいう。)を超えてはならない。

4 第二項の規定による納付金に關し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

第五十二条及び第五十六条(見出しを含む。)中「企業再生支援勘定」を「地域経済活性化支援勘定」に改める。

第五十七条中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

第五十八条第一項ただし書中「第八項及び第十項」を「及び第八項」に改め、「第三十一条第二項」の下に「第三十二条の二第五項及び第六項」を加え、「及び第二項」を削る。

第六十条中「権利の取得」を「権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得」に、「当該不動産に関する権利」を「当該不動産権利等」に改める。

第六十一条を削る。

第六十二条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、同条の次に第一条を加える。

第六十四条 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに當たつては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互通の連携に努めなければならない。

第六十五条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。

第六十六条第一項中「補助金等」の下に「(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十九年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「所掌する」の下に「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する」を加え、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「再建」を「活性化」に改める。

第六十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「対象事業者の事業の再生」を「地域における総合的な経済力の向上」に、「再建」を「活性化」に改める。

第七十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十四条中「企業再生支援機構」を「地域経済活性化支援機構」に改める。

第三十四条の二 機構は、剰余金の額の全部又は一  
部に相当する金額を国庫に納付することができ  
る。この場合においては、当該国庫に納付する

金額に相当する額を、剩余金の額から減額する  
こととする。

(国庫納付金)

六 特定事業再生支援会社又は特定事業再生支  
援会社の株主である金融機関等 貸付債権移  
転対象事業者

七 国庫納付金の全部又は一部に相当する金額を  
国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する

金額に相当する額を、剩余金の額から減額する

こととする。

第六十二条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、同条の次に第一条を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年二月二十一日までの間に於いて政令で定める日から施行す

官報(号外)

る。ただし、第二十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定(「支援基準」の下に「同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るもの(を除く。)」を加える部分に限る。)並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 株式会社企業再生支援機構は、次に定めることにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的をこの法律による改正後の株式会社地域活性化支援機構法(以下「新法」という。)の規定に適合するものとすること。

二 その商号を株式会社地域活性化支援機構とすること。

三 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)を当該款の変更の効力が発生する日とすること。

2 この法律の施行の際現にその名称中に地域経済活性化支援機構という文字を使用している者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 施行日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法(以下「旧法」という。)第二十五条第一項の申込みをした事業者(この法律の施行の際現に対象事業者(旧法第二十二条第一項第一号に規定する対象事業者をいう。)である者(以下「施行時対象事業者」という。)を除く。)については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生の支援(当該支援に係る債権又は株式若しくは持分

の処分を含む。)については、なお従前の例による。この場合において、従前の企業再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

4 旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

5 施行日前にした行為及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 第二十六条第一項に規定する対象事業者を「株式会社地域活性化支援機構法」に、「第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者」に、「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域活性化支援機構」に改める。

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第三項中「株式会社企業再生支援機構の」を「株式会社地域経済活性化支援機構の」に、「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域活性化支援機構法」に改める。

第六条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(一部改正)

第六条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六条)の一部を次のように改正する。

第七条 第四条第三項中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域活性化支援機構法」に、「第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者」を「第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者」に、「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域活性化支援機構」に改める。

第八条 第四条 次に掲げる法律の規定中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九条第十四項

二 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十二号)第五十三条规定を改正する法律案

第一項第一号へ及び第二項第五号並びに第七条第一項第一号へ及び第二項第五号並びに第七条第三項

三 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

附則第一条第四項第二号

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成二十四年度

分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるほか、補正予算により増加した同年度分の地方交付税の額の一部を平成二十一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付す

ることができることとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例として、一般会計及び東日本大震災復興特別会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金を千二百四十億円増額することとしている。

なお、平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)において、地方交付税交付金が四千九百二十億円追加されている。そのうち、普通交付税の増額(七百七億円)、特別交付税の増額(四千九百十九万五千円)及び震災復興特別交付税の増額(千二百四十四億円)を行った上で、残余の額(二千九十九億円)が平成二十一年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算されることがある。

審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年二月二十六日

総務委員長 松 あきら

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年二月十四日

衆議院議長 平田 健二殿

参議院議長 伊吹 文明

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

(以下この条において「返還金等の額」という。)とを「返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)、四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額(に、「五千四百九十一億二千九百七十八万九千円」を六千七百四億三千三百六十万四千円)に、「以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。)との」を「をいう。以下この条及び次条において同じ。」に、「返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との」を「返還金等の額、四千九百十九万五千円及び平成二十四年度震災復興特別交付税額」に改める。

(以下この条において「返還金等の額」という。)とを「返還金等の額(当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付については、新法附則第十二条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十四年度当初通常収支分交付税額及び四千九百十九万五千円を控除した額を普通交付税として交付することができる。)

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の総額から新法附則第十二条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の合算額を控除した額

二 イ 及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年度分に係る新法第十一条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十四年度当初通常収支分交付税額(平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税の額から第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための

付税交付金の額から第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための

税の総額に加算された額の合算額をいう。)から返還金等の額(当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額とし

て同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び四千九百十九万五千円を加算した額

投票者氏名  
官(河戸光彦君)

日程第一 国家公務員等の任命に関する件「検査賛成者氏名  
足立 信也君 相原久美子君  
有田 芳生君 池口 修次君  
石井 一君 石橋 通宏君  
一川 保夫君 岩本 司君  
梅村 聰君 江崎 孝君  
小川 敏夫君 小川 勝也君  
江田 五月君 尾立 源幸君  
大河原雅子君 大久保 勉君  
大久保潔重君 大島九州男君  
大塚 耕平君 大野 元裕君  
岡崎トミ子君 加賀谷 健君  
加藤 敏幸君 風間 直樹君  
金子 恵美君 金子 洋一君  
神本美恵子君 川合 孝典君  
川上 義博君 川崎 稔君  
北澤 俊美君 郡司 彰君  
小林 正夫君

## 官 報 (号外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

投票者氏名

宇都	小見山幸治君 斎藤嘉隆君 芝博一君 鈴木寛君
津田	田中直紀君 武内則男君 樽井良和君
高橋	田中直紀君 武内則男君 樽井良和君
田城	高橋千秋君 谷博之君 辻泰弘君
櫻井	東君 充君 樺葉賀津也君

上野	小坂憲次君 佐藤信秋君 島尻安伊子君 佐藤ゆかり君 熊谷大君 高橋金子原二郎君 岸宏一君 岡田直樹君 加治屋義人君 岡田岡君 大家敏志君
岩城	川口順子君 北川イッセイ君 岡田広君
猪口	片山さつき君 岡田岡君 東君
磯崎	鷲池祥肇君 佐藤正久君 小泉昭男君 岡田岡君 大江康弘君
岩井	浜田昌良君 山東昭子君 山東昭子君 岡田岡君

山本	岸宏一君 佐藤正久君 小泉昭男君 岡田岡君 東君 吉田吉田君 博美君
一太君	西田昭子君 羽田雄一郎君 藤末健三君 藤谷光信君 林久美子君 廣田一君 中谷智司君 難波獎二君 中谷智司君 辻泰弘君
山本	鷲池祥肇君 佐藤正久君 小泉昭男君 岡田岡君 東君
一太君	佐藤正久君 辻泰弘君 中谷智司君 難波獎二君 中谷智司君 辻泰弘君
山本	鷲池祥肇君 佐藤正久君 小泉昭男君 岡田岡君 東君

浜田	長澤広明君 浜田昌良君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山本博司君 山本博司君 山本博司君 山本博司君 山本博司君 山本博司君 山本香苗君 山本香苗君 山本香苗君 山本香苗君 山本香苗君
和幸君	渡辺孝男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君 山口那津男君
水戸	川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君 川田克彦君
和幸君	西田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君 山田横山君
水戸	横山信一君 江口克彦君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君 山田典城君

荒井	西田江田五月君 山田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君
広幸君	西田江田五月君 山田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君
自見庄三郎君	西田江田五月君 山田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君
中山	西田江田五月君 山田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君
忠智君	西田江田五月君 山田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君 寺田江田五月君

樽井	賀谷川上足立君 藤原大塚君 佐藤信也君 松田幸夫君 寺田太郎君 松田太郎君 寺田太郎君 松田幸夫君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君
良和君	賀谷川上足立君 藤原大塚君 佐藤信也君 松田幸夫君 寺田太郎君 松田幸夫君 寺田太郎君 松田幸夫君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君
武内	賀谷川上足立君 藤原大塚君 佐藤信也君 松田幸夫君 寺田太郎君 松田幸夫君 寺田太郎君 松田幸夫君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君
直紀君	賀谷川上足立君 藤原大塚君 佐藤信也君 松田幸夫君 寺田太郎君 松田幸夫君 寺田太郎君 松田幸夫君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君 寺田太郎君

谷	森田舛添要一君 高君 山崎正昭君 慶子君
高橋	森田舛添要一君 高君 山崎正昭君 慶子君
千秋君	森田舛添要一君 高君 山崎正昭君 慶子君
岩城	森田舛添要一君 高君 山崎正昭君 慶子君

日程第一 国家公務員等の任命に関する件「公正取引委員会委員長(杉本和行君)」  
 賛成者氏名  
 反対者氏名

一二六名  
 ○名

足立  
 信也君

有田  
 芳生君

石井  
 一君

梅村  
 聰君

小川  
 敏夫君

江田  
 五月君

大塚  
 耕平君

岡崎トミ子君

北澤俊美君

金子恵美君

神本美恵子君

川上義博君

斎藤嘉隆君

田中直紀君

芝博一君

鈴木寛君

高橋千秋君

櫻井充君

樺葉賀津也君

風間直樹君

川合孝典君

小林正夫君

川崎稔君

郡司彰君

田中東君

高橋郁君

田中東君

青木充君

柳澤柳君

柳澤柳君

柳澤柳君

柳澤柳君

柳澤柳君

源幸君

元裕君

元裕君

勝也君

元裕君

大久保勉君

元裕君

## 官報(号外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

投票者氏名

津田 弥太郎君	辻 泰弘君	北川イッセイ君
徳永 エリ君	小泉 昭男君	草川 昭三君
轟木 利治君	坂本 小坂	白浜 一良君
直嶋 正行君	谷合 憲次君	長沢 広明君
長浜 博行君	佐藤 信秋君	西田 実仁君
西村 まさみ君	佐藤 正久君	島尻安伊子君
白 眞勲君	山東 昭子君	佐藤ゆかり君
平野 達男君	鴻池 祥肇君	熊谷 大君
福山 哲郎君	佐藤 弘成君	佐藤 信秋君
藤田 幸久君	高階恵美子君	佐藤 信秋君
藤本 祐司君	中曾根弘文君	佐藤 信秋君
前川 清成君	谷川 秀善君	佐藤 信秋君
室井 邦彦君	鶴保 康介君	佐藤 信秋君
牧山 ひろえ君	中原 八一君	佐藤 信秋君
松井 孝治君	野上浩太郎君	佐藤 信秋君
松野 信夫君	長谷川 岳君	佐藤 信秋君
藤本 健三君	橋本 聖子君	佐藤 信秋君
前田 武志君	藤岡 政人君	佐藤 信秋君
藤谷 光信君	水岡 俊一君	佐藤 信秋君
増子 輝彦君	吉川 沙織君	佐藤 信秋君
松浦 大悟君	安井美沙子君	佐藤 信秋君
柳田 稔君	柳田 稔君	佐藤 信秋君
愛知 治郎君	赤石 清美君	佐藤 信秋君
蓮 鮎君	吉川 美穂君	佐藤 信秋君
青木 一彦君	石井 準一君	佐藤 信秋君
有村 治子君	岩城 仁彦君	佐藤 信秋君
石井 浩郎君	磯崎 陽輔君	佐藤 信秋君
岩城 光英君	猪口 邦子君	佐藤 信秋君
上野 通子君	宇都 隆史君	佐藤 信秋君
尾辻 秀久君	大江 康弘君	佐藤 信秋君
岸 宏一君	岡田 広君	佐藤 信秋君
川口 順子君	片山さつき君	佐藤 信秋君
魚住裕一郎君	荒木 清寛君	佐藤 信秋君
加藤 修一君	渡辺猛之君	佐藤 信秋君
石川 秋野	若林 健太君	佐藤 信秋君
水戸 将史君	山本 順三君	佐藤 信秋君
大門実紀史君	吉田 智子君	佐藤 信秋君
又市 征治君	山本 一太君	佐藤 信秋君
吉田 忠智君	吉田 博美君	佐藤 信秋君
糸数 慶子君	山内 德信君	佐藤 信秋君
金子原二郎君	片山虎之助君	佐藤 信秋君
金子 恵美君	金子洋一君	佐藤 信秋君
反対者氏名		
江口 克彦君	川田 龍平君	草川 昭三君
藤井 基之君	寺田 典城君	白浜 一良君
林 芳正君	長谷川 大紋君	長沢 広明君
野村 哲郎君	松下 新平君	西田 実仁君
藤井 幸夫君	古川 俊治君	西田 実仁君
森田 公太君	藤井 基之君	西田 実仁君
寺田 幸夫君	松田 松村	西田 実仁君
森田 典城君	藤井 基之君	西田 実仁君
小野 次郎君	水野 賢一君	西田 実仁君
柴田 巧君	中西 健治君	西田 実仁君
山崎 正昭君	水野 賢一君	西田 実仁君
賛成者氏名		
足立 信也君	有田 芳生君	木庭健太郎君
相原久美子君	池口 修次君	竹谷とし子君
梅村 聰君	石井 一君	公正取引委員会委員(原山優子君及び橋本和仁君)
江田 五月君	一川 保夫君	委員奥野知秀君)、預金保険機構理事(軍司育雄
小川 敏夫君	岩本 司君	君)、電波監理審議会委員(村田珠美君及び山本隆
江崎 孝君	石橋 通宏君	司君)、日本放送協会経営委員会委員(室伏きみ子
小川 勝也君	江崎 孝君	君)、労働保険審査会委員(鰯坂隆一君及び坂本由
尾立 源幸君	江崎 孝君	喜子君)、中央社会保険医療協議会委員(印南一路
大久保潔重君	江崎 孝君	君及び西村万里子君)、社会保険審査会委員(木村
岡崎トミ子君	大河原雅子君	君)、労働委員会公益委員(山川隆一君、都
大塚 耕平君	大河原雅子君	築弘君、岩村正彦君、長谷部由起子君、鹿野菜穂
岡田 元裕君	大河原雅子君	子君)、鎌田耕一君、山下友信君、島田陽一君、諷
加賀谷 健君	大島九州男君	訪康雄君、中壅裕也君、仁田道夫君、木本洋子
風間 直樹君	大島九州男君	君)、坂東規子君、藤重由美子君及び山本眞弓
金子 洋一君	大島九州男君	君)、運輸安全委員会委員長(後藤昇弘君)、同委
		員(石川敏行君、遠藤信介君、田中敬司君及び首
		藤由紀君)及び公害健康被害補償不服審査会委員
		(柳憲一郎君)
二三三名		
足立 信也君	有田 芳生君	科学技術会議議員(原山優子君及び橋本和仁君)
相原久美子君	池口 修次君	公正取引委員会委員(山崎恒君)、國家公安委員会
梅村 聰君	石井 一君	委員奥野知秀君)、預金保険機構理事(軍司育雄
江田 五月君	一川 保夫君	君)、電波監理審議会委員(村田珠美君及び山本隆
小川 敏夫君	岩本 司君	司君)、日本放送協会経営委員会委員(室伏きみ子
江崎 孝君	石橋 通宏君	君)、労働保険審査会委員(鰯坂隆一君及び坂本由
江崎 孝君	江崎 孝君	喜子君)、中央社会保険医療協議会委員(印南一路
小川 勝也君	江崎 孝君	君及び西村万里子君)、社会保険審査会委員(木村
尾立 源幸君	江崎 孝君	君)、労働委員会公益委員(山川隆一君、都
大久保潔重君	江崎 孝君	築弘君、岩村正彦君、長谷部由起子君、鹿野菜穂
岡崎トミ子君	江崎 孝君	子君)、鎌田耕一君、山下友信君、島田陽一君、諷
大塚 耕平君	江崎 孝君	訪康雄君、中壅裕也君、仁田道夫君、木本洋子
岡田 元裕君	江崎 孝君	君)、坂東規子君、藤重由美子君及び山本眞弓
加賀谷 健君	江崎 孝君	君)、運輸安全委員会委員長(後藤昇弘君)、同委
風間 直樹君	江崎 孝君	員(石川敏行君、遠藤信介君、田中敬司君及び首
金子 洋一君	江崎 孝君	藤由紀君)及び公害健康被害補償不服審査会委員
		(柳憲一郎君)





官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日

參議院會議錄第七號

投票者氏名

津田弥太郎君	德永エリ君	那谷屋正義君	辻泰弘君
轟木利治君	直嶋正行君	中谷智司君	羽田雄一郎君
西村まさみ君	白眞勲君	広田一君	林久美子君
平野達男君	藤田幸久君	藤原健三君	難波獎二君
福山哲郎君	祐司君	藤谷光信君	羽田雄一郎君
前川清成君	牧山ひろえ君	前田武志君	中谷智司君
室井孝彦君	松井信夫君	増子輝彦君	辻泰弘君
柳澤光美君	松野信夫君	松浦大悟君	金子原二郎君
山根隆治君	邦彦君	水岡俊一君	加治屋義人君
蓮舫君	一彦君	柳田稔君	岸宏一君
青木有村	治子君	吉川沙織君	岡田直樹君
磯崎仁彦君	浩郎君	赤石清美君	金子原二郎君
猪口邦子君	仁彦君	石井準一君	岩井陽輔君
岩城上野	通子君	石井みどり君	衛藤晟一君
尾辻秀久君	康弘君	石井みどり君	宇都隆史君
岡田大江	広君	岩井茂樹君	磯崎陽輔君
北川片山さつき君	イッセイ君	大家敏志君	岸宏一君

小泉 鴻池 佐藤 祥肇 昭男  
山東 正久弘 昭子  
末松 信介 信子  
高階恵美子  
中曾根弘文  
中原 八一  
谷川 秀善  
鶴保 康介  
佐藤 世耕  
高階弘文  
佐藤 一良

小坂	憲次君
佐藤	信秋君
島尻	安伊子君
佐藤ゆかり君	
鈴木	政三君
関口	昌一君
武見	敬三君
塚田	一郎君
中川	雅治君
中西	祐介君
中村	博彦君
西田	昌司君
野村	哲郎君
長谷川	大紋君
林	芳正君
藤井	基之君
古川	俊治君
松下	新平君
松村	龍二君
丸川	珠代君
三原じゅん子君	
脇	雅史君
秋野	公造君
山本	太一君
森	まさこ君
山田	俊男君
吉田	博美君
加藤	修一君
石川	博崇君
木庭健太郎君	
竹谷とし子君	

平成二十四年度一般会計補正予算(第1号)及び平成二十四年度特別会計補正予算(特第1号)に対する修正案(櫻井充君外三名提出)

官 報 (号 外)

平成二十五年二月二十六日

參議院會議錄第七號 投票者氏名

## 官報(号外)

平成二十五年二月二十六日

参議院会議録第七号

投票者氏名

反対者(青色票氏名)	森まさこ君	山崎力君	大久保潔重君
	山田俊男君	山谷えり子君	大塚耕平君
	山本一太君	山本順三君	岡崎トミ子君
	吉田博美君	若林健太君	加藤敏幸君
	脇雅史君	渡辺猛之君	金子恵美君
	秋野公造君	荒木清寛君	川合義博君
	石川博崇君	魚住裕一郎君	加藤敏幸君
	加藤修一君	草川昭三君	金子恵美君
	木庭健太郎君	西田洋一君	神本美恵子君
	竹谷とし子君	白浜一良君	北澤俊美君
一二六名	長沢広明君	浜田昌良君	金子洋一君
	山口那津男君	渡辺孝男君	大野元裕君
	中山恭子君	森田高君	柳澤光美君
	自見庄三郎君	荒井廣幸君	吉川沙織君
	舟山康江君	横峯良郎君	河合克彦君
	谷岡郁子君	足立信也君	柳田力君
	片山虎之助君	足立信也君	大久保潔重君
	水戸将史君	横峯良郎君	大塚耕平君
	浜田和幸君	平山正昭君	岡崎トミ子君
	舛添要一君	山崎正昭君	金子恵美君
賛成者氏名	松あきら君	山本香苗君	川合義博君
	谷高橋千秋君	鷹井充君	川崎稔君
	田城郁君	櫻井充君	小林彰君
	輿石東君	蓮舫君	中西健治君
	小林彰君	小野次郎君	川合孝典君
	寺田典城君	柴田巧君	柳澤光美君
	川田龍平君	蓮舫君	大野元裕君
	山田幸夫君	小野次郎君	柳澤光美君
	松田公太君	中西健治君	金子洋一君
	山田太郎君	真山勇一君	柳澤光美君
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	斎藤嘉隆君	水野賢一君	大島九州男君
	小見山幸治君	米長晴信君	大野元裕君
	斎藤嘉隆君	主瀬了君	柳澤光美君
	斎藤嘉隆君	水野賢一君	柳澤光美君
	斎藤嘉隆君	小西洋之君	柳澤光美君
	斎藤嘉隆君	北澤俊美君	大島九州男君
	斎藤嘉隆君	北澤俊美君	柳澤光美君
	斎藤嘉隆君	斎藤嘉隆君	柳澤光美君
	斎藤嘉隆君	斎藤嘉隆君	柳澤光美君
	斎藤嘉隆君	斎藤嘉隆君	柳澤光美君
一二〇九名	芝博一君	田中直紀君	柳田稔君
	鈴木寛君	田中直紀君	柳田稔君
	玉置一弥君	田中直紀君	柳田稔君
賛成者氏名	柳澤高橋千秋君	高橋千秋君	柳田稔君
	柳澤高橋千秋君	柳澤高橋千秋君	柳田稔君
賛成者氏名	高橋千秋君	高橋千秋君	柳田稔君
	高橋千秋君	高橋千秋君	柳田稔君
賛成者氏名	柳澤高橋千秋君	柳澤高橋千秋君	柳田稔君
	柳澤高橋千秋君	柳澤高橋千秋君	柳田稔君



官報(号外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

岩井 茂樹君	宇都 隆史君	岡田 直樹君	岸 宏一君	熊谷 大君	小坂 憲次君	佐藤 信秋君	鈴木 政二君	閑口 昌一君	高階恵美子君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	中曾根弘文君	中原 八一君	二之湯 智君	野上浩太郎君	長谷川 岳君	橋本 聖子君	福岡 資麿君	藤川 政人君	丸川 珠代君	松下 新平君	松村 龍二君	森 まさこ君		
岩城 光英君	上野 通子君	尾辻 秀久君	大江 康弘君	岡田 広君	片山さつき君	川口 順子君	北川イッセイ君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君	佐藤 正久君	浜田 昌良君	山東 昭子君	末松 信介君	世耕 弘成君	伊達 忠一君	武見 敬三君	塚田 一郎君	中川 雅治君	西田 昌司君	西田 邦彦君	山本 博司君	渡辺 孝男君	木庭健太郎君		
岩城 上野	山本 尾辻	吉田 大江	岡田 岸	山本 小坂	吉田 加治屋義人君	吉田 金子原一郎君	吉田 岸	山本 佐藤	吉田 鈴木	吉田 伊達	吉田 伊達	吉田 鶴保	吉田 中曾根	吉田 中原	吉田 二之湯	吉田 野上	吉田 長谷川	吉田 橋本	吉田 森						
岩城 通子君	秀久君	康弘君	宏一君	憲次君	金子原一郎君	岸 宏一君	片山さつき君	昭男君	祥肇君	正久君	昌良君	昭子君	信介君	弘成君	忠一君	敬三君	雅治君	祐介君	博彦君	昌司君	裕介君	孝男君	健太郎君	竹谷とし子君	竹谷とし子君
岩城 光英君	秀久君	渡辺 猛之君	岡田 岸	吉田 尾辻	吉田 大江	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	吉田 岸	

山田 俊男君	山本 一太君	山本 順三君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君						
山田 俊男君	山本 若林	山本 健太君	山本 川田	山本 寺田	山本 松田	山本 山田	山本 米長	山本 荒木	山本 魚住裕一郎君	山本 加藤修一君	山本 脇雅史君	山本 藤巻幸夫君	山本 松田公太君	山本 真山勇一君	山本 小野次郎君	山本 柴田巧君	山本 中西健治君	山本 水野賢一君	山本 周代君	山本 順三君	山本 順三君	山本 順三君	山本 順三君
山田 俊男君	吉田 博美君	吉田 健太君	吉田 龍平君	吉田 典城君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君	吉田 太郎君				
山田 俊男君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君									
山田 俊男君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君	吉田 渡辺猛之君									

反対者氏名

一二名

の下に、労働者派遣法、労働契約法等の改正が行  
われ、その結果、企業の採用意欲は失われ、労働  
市場の硬直化、正規、非正規の二極化を進めると  
いう皮肉な結果を招いている。

江口 克彦君

小野 次郎君

川田 龍平君

柴田 巧君

寺田 典城君

中西 健治君

真山 勇一君

水野 賢一君

藤巻 幸夫君

松田 公太君

山田 太郎君

米長 晴信君

白浜 一良君

山谷えり子君

谷合 正明君

西田 実仁君

松 あきら君

山本 香苗君

横山 信一君

佐藤 公治君

佐藤 はたともこ君

森 ゆうこ君

市田 忠義君

田村 智子君

井上 哲士君

紙 智子君

大門実紀史君

龜井典紀子君

谷岡 郁子君

舟山 康江君

平山 誠君

福島みづほ君

又市 征治君

吉田 忠智君

中山 恭子君

片山虎之助君

森田 外添要一君

荒井 稔数君

山崎 正昭君

自見庄三郎君

中山 恭子君

和幸君

浜田 将史君

水戸 和幸君

牧野たかお君

松村 祥史君

藤井 基之君

長谷川大紋君

林 芳正君

中村 博彦君

西田 昌司君

野村 哲郎君

藤井 基之君

丸山 和也君

水落 敏栄君

宮沢 洋一君

森 森

まさこ君

横峯 良郎君

横峯 良郎君

解雇規制の見直し等労働法制の抜本的見直し等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年二月五日

参議院議長 平田 健二殿

江口 克彦

平成二十五年二月十九日

参議院議長 平田 健二殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

現在、政府は、デフレから脱却し景気を回復するための施策を進めている。その施策として、金融緩和などの財政政策、大胆な規制緩和と成長戦略が必要なことは言うまでもないが、加えて、新卒一括採用や終身雇用システム等従来の就労形態を見直し、柔軟な労働市場を確立することが必要であると考える。つまり、企業はいつでも優秀な労働者を採用でき、労働者は、自分の能力を日々職場で發揮できるよう、多様な就労形態を可能とする雇用環境を構築することで、同一能力・同一労働・同一賃金を実現することが強い日本経済を実現する上で重要である。

しかししながら、民主党政権では労働者保護の名  
の下に、労働者派遣法、労働契約法等の改正が行  
われ、その結果、企業の採用意欲は失われ、労働  
市場の硬直化、正規、非正規の二極化を進めると  
いう皮肉な結果を招いている。  
労使の考え方踏まえつつ、正規、非正規という  
単純な二元論から多様な働き方を創造すること、  
また、高齢者と若者の間の世代間格差を解消する  
ため、まずは、解雇規制を見直し、解雇の金銭解  
決ルールを法定化する等柔軟な労働法制へ転換す  
ることが必要であると考えるが、政府の見解を明  
らかにされたい。さらに、高校、大学等学校教育  
段階での職業教育を充実させ、職業意識を高める  
必要性について、政府の見解を併せて示された  
い。

右質問する。

参議院議員江口克彦君提出解雇規制の見直し等労働法制の抜本的見直し等に関する質問に対  
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出解雇規制の見直し等

労働法制の抜本的見直し等に関する質問に対

し等労働法制の見直し等に関する質問に対

お尋ねの「解雇規制を見直し、解雇の金銭解決  
ルールを法定化する」とこと等については、これに  
よつて、労働移動が円滑に行われるという見解が  
ある一方で、多くの労働者が、賃金によつて生計  
を立てているのみならず、雇用を通じて社会との  
様々なつながりを形成していることを踏まえれ

ば、労使間で十分に議論が尽くされるべき問題であると考えている。

また、お尋ねの「学校教育段階での職業教育を充実させ、職業意識を高める」ことについては、各学校において、生徒等の発達の段階に応じ、社会的及び職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の体系的な育成を通して勤労観、職業観等の価値観を形成し、実践的な知識、技術及び技能を体系的に育成するための取組が必要であると考えており、政府としては、各学校におけるこれらの取組を推進しているところである。

東日本大震災からの復興のための財源に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月五日

参議院議長 平田 健二殿

中西 健治

東日本大震災からの復興のための財源に関する質問主意書を実施するための施策を実施するに必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）附則において、租税收入以外の収入による財源の確保を規定しているが、それに関連して、以下質問を行う。

一 政府は平成二十五年度予算において、復興財源フレームを見直し、平成二十五年度を含め今後の事業費が十九兆円を上回る部分について、郵政株式売却益四兆円程度を充てるこ

に平成二十七年度までの復興財源フレームの見直しを行ふ旨の方針を明らかにしているが、これ

は、復興財源確保法附則第十三条に定める「次に掲げる措置その他の措置」の「その他の措置」に基づくものなのか、あるいは同法附則第十四条の日本郵政株式会社の株式に係る規定に基づくものであるのか、いずれかを明らかにさ

れたい。

二 復興財源確保法附則第十四条では、政府が保有していかなければならない三分の一超を除く日本郵政株式会社の株式について、「できる限り早期に処分するものとする」としているが、今回復興財源に充てる決定をしたということは、同条に定めるように「日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し」「その結果に基づいて」処分を決定したということですか。

三 今回平成二十七年度までの復興財源フレーム見直しを行ふための財源として日本郵政株式の売却益として見込んでいる四兆円の積算根拠について明確にされたい。

四 前記三の根拠の前提となつてている平成二十七年度までの政府保有株式のうちの売却割合を明らかにされたい。

五 前記三の積算の前提には、日本郵政株式会社が百パーセント株式を保有するゆつちよ銀行やかんぽ生命保険の住宅ローン事業等への新規事業参入は織り込んでいるのか。

六 現時点での政府保有の日本たばこ産業株式会社の株式の売却準備状況につき明らかにされたい。

七 日本たばこ産業株式会社の株式の復興財源確

保法成立時と現時点での時価総額につき、それぞれ明瞭にされたい。

八 日本たばこ産業株式会社の株式の売却益が復興財源確保法成立時の想定額よりも上振れた場合、復興財源確保法附則第十六条に定める復興特別税の負担軽減措置の検討を行う考えはあるか。

九 復興財源確保法で一般会計から国債整理基金特別会計に所属替を行つた、政府保有の東京地下鉄株式会社の株式売却に係る現時点での検討状況、株式売却時期等につき明らかにされたい。

参議院議員中西健治君提出東日本大震災から

の復興のための財源に関する質問に対する答弁書

参議院議員中西健治君提出東日本大震災から

の復興のための財源に関する質問に対する答弁書

平成二十五年二月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員中西健治君提出東日本大震災から

の復興のための財源に関する質問に対する答弁書

本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする」とされていることを踏まえ、処分することとしている。

### 三から五までについて

四兆円程度とされている集中復興期間における復旧・復興事業の財源として追加された日本郵政株式会社の株式の売却収入は、市場において行われた株式の売出しの事例における一回の売却当たりの売却総額及び政府保有株式の売却の事例における売却頻度に基づき、平成三十四年度までにおいて処分することが見込まれる日本郵政株式会社の株式の処分による収入として見積もられたものである。

### 六について

日本たばこ産業株式会社の株式の売却については、平成二十四年五月十八日に開催された財政制度等審議会国有財産分科会において、同社の自己株式取得による処分を行い、残りを売出しどうする方法が基本的には適当である旨了承を得ており、政府としては、これに沿って同年六月に主幹事証券会社の選定を行い、準備を進めているところである。

### 七について

日本たばこ産業株式会社の発行済株式総数に、復興財源確保法が成立した日(平成二十三年十一月三十日)の終値及び平成二十五年二月四日の終値を乗じた額は、それぞれ三兆六千四百六十億円及び五兆九千五百億円である。

### 八について

復興財源確保法第七十二条第三項において、復興財源確保法第四条第一項の規定により国債

整理基金特別会計に所属替をした日本たばこ産業株式会社の株式の処分により生じた収入は、

他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする」とされていることを踏まえ、処分することとしている。

復興財源確保法附則第十六条に規定する復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置については、復興財源確保法附則第十三条から第十五条までの規定による償還費用の財源の確保が見込まれるときに、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して適当な時期に見直すこととされている復興費用の見込額を勘案しつつ行うものとされており、今後、復興財源確保法附則第十六条を踏まえて検討することとなる。

九から十一までについて

平成二十五年一月二十三日に東京都知事と国土交通大臣が会談を行い、東京の地下鉄の一元化等について、今後、協議を行うことで合意をしたところである。政府が保有する東京地下鉄株式会社の株式の売却の方法や時期については、可能な限り早期の売却を前提として、今に基づく要請を踏まえた国が支出する負担金及び補助金の削減分を見込んでいる。政府としては、当該削減分により財源を確保したことは、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第七条第一号の規定に沿った対応と考えている。

十二について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号。以下「震災財特法」という。)附則第十一条による中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るために株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号)の一部改正及び震災財特法附則第十一条による株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十七号)の一部改正により、平成二十六年度末を目途として、株式会社日本政策投資銀行

(以下「政投銀」という。)及び株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)による危機対応業務の在り方並びにこれを踏まえた政府による政投銀の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方の見直し及び政府の保有する商工中金の株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方の検討を行い、必要な措置を講ぜられるまでの間、政府は政投銀及び商工中金の保有株式を処分しないものとされている。

十三について

復興推進会議決定において追加された財源のうち、お尋ねの歳出削減に該当するものとして、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成二十五年一月二十四日閣議決定)の5に基づく要請を踏まえた国が支出する負担金及び補助金の削減分を見込んでいる。政府としては、当該削減分により財源を確保したことは、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第七条第一号の規定に沿った対応と考えている。

一方で、平成十五年の公職選挙法改正により導入された期日前投票制度を活用する有権者が増加していること、各種メディアの発達により候補者等の政策の周知に要する期間が従来に比して短縮されていると考えられる上に、今常会中にインターネットを用いた選挙運動を解禁する公職選挙法改正を行おうとする動きもあること等に鑑みれば、公示から選挙期日までの期間を短縮することは可能であり、実行に移すべきと考える。

そこで、公示から選挙期日までの期間を短縮することのは非について政府の見解を示された。また、当該期間を短縮した場合に生ずると考えられる選挙執行上の問題があれば示されたい。

我が国は国政選挙における選挙期間等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年一月六日

藤巻 幸夫

我が国は国政選挙における選挙期間等に関する質問主意書

衆議院議員及び参議院議員の選挙期間等に関する質問主意書

公職選挙法では、衆議院議員の選挙について、その期日は「少なくとも十二日前に公示しなければならない」旨が、参議院議員の選挙について、その期日は「少なくとも十七日前に公示しなければならない」旨がそれぞれ規定されており、いずれも公示から選挙期日までにおおむね二週間程度の期間がある。

一方で、公職選挙法では、衆議院議員の選挙について、その期日は「少なくとも十二日前に公示しなければならない」旨が、参議院議員の選挙について、その期日は「少なくとも十七日前に公示しなければならない」旨がそれぞれ規定されており、いずれも公示から選挙期日までにおおむね二週間程度の期間がある。

れぞれの選挙において、公示から選挙期日までの期間を一日間短縮した場合に縮減すると考えられる執行経費の項目及び額を示されたい。

### 三 国政選挙の執行経費について

等において国庫の負担とする旨が規定されており、具体的な算定基準は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費法」という)に規定されている。しかし、執行経費法に規定されている算定基準については、選挙執行の実態と合致しない部分があり、地方公共団体が実際の執行経費と国庫負担額の差額を負担している例もあるとの指摘がある。特に期日前投票所経費については、執行経費法の算定基準と実際の所要額に乖離があるとされる。

そこで、第四十五回衆議院議員総選挙、第十六回衆議院議員総選挙、第二十一回参議院議員通常選挙及び第二十二回参議院議員通常選挙について、地方公共団体が国庫負担額を超過して負担した執行経費の額をそれぞれ示されたい。また、それぞれの選挙において、公示から選挙期日までの期間を一日間短縮した場合に縮減すると考えられる地方公共団体による超過負担額を示された。

右質問する。

平成二十五年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤巻幸夫君提出我が国の国政選挙における選挙期間等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤巻幸夫君提出我が国の国政選挙における選挙期間等に関する質問に対する答弁書

### 一について

お尋ねの「公示から選挙期日までの期間を短縮することの是非」については、選挙の基本に関わる事柄であることから、まずは各党各会派において、十分御議論いただく必要があるものと考えている。

また、公示の日から選挙期日までの期間を短縮することについては政府として検討しておらず、お尋ねの「当該期間を短縮した場合に生ずると考えられる選挙執行上の問題」についてお答えすることは困難である。

### 二について

お尋ねの「第四十五回衆議院議員総選挙(最高裁判所裁判官国民審査を含む。以下同じ)、第四十六回衆議院議員総選挙、第二十一回参議院議員通常選挙及び第二十二回参議院議員通常選挙について、地方公共団体が国庫負担額を超過して負担した執行経費の額をそれぞれ示されたい。また、それぞれの選挙において、公示から選挙期日までの期間を一日間短縮した場合に縮減すると考えられる地方公共団体による超過負担額を示された。

右質問する。

平成二十五年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤巻幸夫君提出我が国の国政選挙における選挙期間等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

また、公示の日から選挙期日までの期間を短縮することについては政府として検討しておらず、お尋ねの「公示から選挙期日までの期間を一日間短縮した場合に縮減すると考えられる執行経費の項目及び額」についてお答えすることは困難である。

### 三について

お尋ねの「第四十五回衆議院議員総選挙、第四十六回衆議院議員総選挙、第二十一回参議院議員通常選挙及び第二十二回参議院議員通常選挙について、地方公共団体が国庫負担額を超過して負担した執行経費の額については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百六十三条の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する費用は国庫の負担とすることとされており、また、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)は経費の種目ごとに基準を設けているが、交付された金額については個別の基準額に従わなければならないものではなく、地方公共団体は交付された総額の範囲内において実情に応じて融通して執行することができるものとされていてことから、それぞれの選挙に係る選挙執行地方公共団体委託費について、地方公共団体が必要な経費を超過して負担することはないとさるものである。

そこで、以下質問する。

一 我が国が締結している国際約束の数はいかほどか。次の項目に沿つて示されたい。

1 国会承認条約及びいわゆる行政協定(以下「行政協定」という。)を合わせた全体の総数と内訳

#### 内訳

2 二国間のものと多數国間のものの数とそれ

ぞの国会承認条約、行政協定の内訳

3 二国間のものについては、国別に国際約束の総数と国会承認条約、行政協定の内訳

我が国が締結している国際約束と今後の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年二月六日

山田 太郎

参議院議長 平田 健二殿

我が国が締結している国際約束と今後の在り方に関する質問主意書

我が国ではTPP協定交渉への参加問題について大きな国民的議論が湧き起りつつあるが、政府は我が国が締結している国際約束の総数など基礎的な数値を把握することは様々な議論の前提として大変重要であり、その上で、国際約束における日本語の使用についても一定の方針を検討する必要があると考える。

そこで、以下質問する。

一 我が国が締結している国際約束の数はいかほどか。次の項目に沿つて示されたい。

1 国会承認条約及びいわゆる行政協定(以下「行政協定」という。)を合わせた全体の総数と内訳

二 二国間の国際約束のうち正文が日本語ではないものはどのくらいあるか、総数と国会承認条約、行政協定の内訳を国別に示されたい。

三 二国間の国際約束を締結するにあたって、日本語を正文としない場合の理由を示されたい。

また、我が国においては、締結した国際約束が



参議院議員有田芳生君提出拉致問題と不審船に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「不審船」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「能登半島沖不審船事案における教訓・反省事項」(平成十一年六月四日関係閣僚会議了承)において「不審船」と定義された「工作船と考えられるような武装の可能性のある船舶」について、海上保安庁がこれまでに確認した年度別の隻数及びその海域ごとの内訳は、昭和三十八年度が一隻、うち日本海一隻、昭和四十五年度が一隻、うち日本海一隻、昭和四十六年度が三隻、うち日本海二隻、東シナ海一隻、昭和四十七年度が一隻、うち日本海一隻、昭和五十年度が一隻、うち日本海一隻、昭和五十二年度が二隻、うち日本海二隻、昭和五十四年度が三隻、うち日本海三隻、昭和五十五年度が三隻、うち日本海三隻、昭和五十六年度が一隻、うち日本海一隻、昭和六十年度が一隻、うち太平洋一隻、平成二年度が一隻、うち日本海一隻、平成十年度が二隻、うち日本海二隻及び平成十三年度が一隻、うち東シナ海一隻である。

このうち、平成十三年度の一隻については、平成十三年十二月二十二日に発生した九州南西海域不審船事案において、沈没した不審船の船体等の検証を踏まえ、総合的に判断した結果、同船を北朝鮮の工作船と特定したものである。について

政府としては、海上保安庁及び防衛省が、不審船を認めた場合には、速やかに相互通報するとともに、警察庁等の関係省庁に連絡するこ

ととしている。また、警察は、公共の安全と秩

序の維持という責務を果たすため、必要な情報収集活動及び捜査活動を行っているところであります。その具体的な手法については、これを明らかにしており、今後の情報収集活動及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

警察において、それまでの捜査の結果を総合的かつ慎重に検討した結果、北朝鮮により拉致された疑いがあると判断するに至つたことから、御指摘の答弁がなされたものである。

四について

政府としては、外国情報機関からの情報収集を含め、必要な情報収集活動及び捜査活動を行つてゐるところであるが、その具体的な内容については、これを明らかにすることにより、今後の情報収集活動及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

五について

平成元年以降、警察白書等において、北朝鮮による拉致容疑事案に關して記述しているところである。

脳死下臓器摘出に関する質問主意書

平成二十五年二月七日

川田 龍平

脳死下臓器摘出に関する質問主意書

平成二十四年六月七日に私が提出した「脳死下臓器摘出に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一三六号)に対する答弁書(内閣參賀一八〇第一三六号)。平成二十四年六月十五日付け。以下「答弁書」という。踏まえ、以下質問する。

一 自殺ドナー数について

答弁書では、「検証会議は、『脳死下での臓器提供事例に係る検証会議』一〇二例の検証のま

とめの対象とした各事例の検証に当たつて、臓器の提供者が自殺者であるかどうかについては調査しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。」とされていた。

しかし、法的脳死判定六十一例目(臓器提供施設・兵庫医科大学病院)、六十七例目(関東甲信越)、八十三例目(北海道)、九十五例目(関東甲信越)等は、「ドナーは縊頸」と文献で報告されており、三十例目(日本医科大学付属第二病院)は「頸部・手首切創」と報告されている。五

例目と百二十九例目は一部の報道で自殺と報じられており、百二十九例目は「ドナーは縊頸」と文献番号20100230021Aでは、論文

文中のドナー因子の表で「一九九九年二月～二〇一二年一月までに行われた百例の脳死肝移植のうち十三例が自殺」と公開している。さらに二〇一二年七月十四日付け朝日新聞は、日本臓器移植ネットワーク提供のデータとして脳死になつた原因につき「提供百五十九人のうち自殺や溺死などで二十六人」と報じている。

これらのことは検証会議にも報告されているはずである。そもそも脳死判定を開始する前提条件は、原疾患が明確であることである。また

自殺を含む外因死では、犯罪捜査に關わる可能

性がある場合、そして臓器提供意思表示の任意性や同意する親族の責任に關わる場合は、臓器ドナーとはできないと見込まれるため、ドナー候補者の死因は正確に把握するはずである。検証会議報告書は、検視の有無も記載しており、これは外因死またはその疑いありという

ことを、検証会議が把握していることを示している。

従つて、答弁書で「臓器の提供者が自殺者であるかどうかについては調査しておらず」とさ

れているのは、虚偽の回答か、あるいは検証会議が脳死判定・臓器提供が適正手続で行われたのか否かをそもそも検証していない、このいずれかを示すことになる。

再度質問する。百二例のうち、自殺ドナーは何例か。

二 公表の仕方について

答弁書では、「臓器の提供者や遺族のプライバシーの保護や心情への配慮から、遺族の同意の有無にかかわらず一律に公表することは、適切ではないと考えている。」とされている。

しかし、個別の臓器提供例において、日本臓

器移植ネットワークの現在の公表の仕方では、法的脳死判定八十八例目のようないくつかの有無にかかわらず一律に公表することは、適切ではないと考えている。

記者発表となつていて、国民の不信を招きかねないので、「原疾患を交通事故とした公表のあり方は考える」旨の国会答弁(二〇一一年六月一日衆議院厚生労働委員会)、あるいは「自殺の公

表のあり方にについてはどんな工夫があるか検討したい旨の国会答弁(二〇一二年八月一日同委員会)もあつた。

個別の症例については、発生の都度、公表できなくとも、統計として、自殺を含む「ドナー」が生じた理由、「原疾患」、「死因」の三項目を公表することを検討するべきである。米国UNOS(全米臓器配分機関)は、自殺、殺人などの「ドナーが生じた理由」をドナー情報の統計として毎月更新している。統計ならば、プライバシー保護や心情配慮に抵触せずに公表できるはずである。

個別の臓器提供者や遺族の特定につながらない形式での統計を公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十五年二月十九日 参議院議長 平田 健二 殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員川田龍平君提出脳死下臓器摘出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

日本の大安全を脅かす中国海軍による火器管制レーダー照射に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月七日 参議院議長 平田 健二 殿 大野 元裕

参議院議員川田龍平君提出脳死下臓器摘出に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書(平成二十四年六月十五日内閣参考議院議員川田龍平君提出脳死下臓器摘出に関する質問に対する答弁書)についてお答えください。

検証会議は、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の一〇二例の検証のまとめの対象としたとおり、「脳死下での臓器提供事例に係る自殺者であるかどうかについては調査しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

研究報告書における自殺の件数については、研究者の独自の調査によるものであり、厚生労働省として、これらの事例について臓器の提供者が自殺者であるかどうかを調査し、確認したものがではない。

二について

お尋ねの個別の臓器提供者や遺族の特定につながらない形式での統計を公表することについては、遺族の心情への配慮が必要であると考えており、今後、慎重に検討していくきたい。

三 今般の中国船による火器管制レーダー照射事件に関連し、事案の発生した具体的な時間、それが政府に報告された時間を明らかにされたい。

一月十九日及び三十日の事案それぞれにつき、防衛省、外務省、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)及び総理官邸に知らされた時間を各々明らかにされたい。また、それ以前に同様の事件があつた場合には、それについても明らかにされたい。さらに、一月三十日の事案については、当初よりレーダー照射の疑いがあつたのに二月五日まで公表しなかつた理由について示されたい。

四 火器管制レーダー照射を受けた場合の対応に関する国際法上の解釈について、政府の見解を示されたい。

五 報道によれば、一月十九日午前、東シナ海の尖閣諸島北側の上空において、米国の早期空中警戒管制機(AWACS)に突然、中国空軍の戦闘機二機が接近し、これに対して沖縄県の航空自衛隊那覇基地から自衛隊所属の戦闘機が緊急発進した旨の報道がある。右の事実関係について明らかにされたい。

平成二十五年二月十九日 参議院議長 平田 健二 殿 内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員大野元裕君提出日本の安全を脅かす中国海軍による火器管制レーダー照射に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大野元裕君提出日本の安全を脅かす中国海軍による火器管制レーダー照射を受けた場合の対応に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの「火器管制レーダー照射を受けた場合の対応に関する国際法上の解釈」の意味するところは必ずしも明らかではないが、他国の軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶が我が國の領海を航行する際に火器管制レーダーの照射を行つた場合、その航行が国際法上認められた無害通航に当たるか否かについては、個別具体的に判断する必要があるものの、一般には、無害通航に当たらないと考えられる。お尋ねの「措置手順、あるいは部隊運用規定」については、個別の状況につきその存否や具体的な内容を明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

本年一月十九日に海上自衛隊の艦艇搭載ヘリコプターが中国海軍のジャンカイI級フリゲート一隻から火器管制レーダーの照射を受けた疑いのある事案(以下「一月十九日の事案」という)の発生した時刻は、午後五時頃であり、同月三十日に海上自衛隊の護衛艦が中国海軍のジャンカイII級フリゲート一隻から火器管制

レーダーを照射された事案(以下「一月三十日の事案」という。)の発生した時刻は、午前十時頃である。

一月十九日の事案については、防衛省運用企画局から防衛大臣、外務省アジア大洋州局、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付及び内閣総理大臣に第一報を伝えており、その日時は、それぞれ、同月十九日午後八時頃、同月二十日午前十一時頃、同月十九日午後八時頃及び同日午後八時頃であり、一月三十日の事案については、防衛省運用企画局から防衛大臣、外務省アジア大洋州局、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付及び内閣総理大臣に第一報を伝えており、その日時は、それぞれ、同月十九日午後八時頃、同月二十日午前十一時頃、同月十九日午後八時頃及び同日午後八時頃であり、一月三十日の事案については、防衛省運用企画局から防衛大臣、外務省アジア大洋州局、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付及び内閣総理大臣に第一報を伝えており、その日時は、それぞれ、同月十九日午前十一時三十分頃、同月午後零時頃、同日午後零時頃及び同月午後零時頃である。

## 官報(号外)

また、同年一月十九日より前には、内閣総理大臣等まで報告の上で公表の必要があると判断された今回のような事案は発生していない。

一月三十日の事案について同年二月五日まで公表しなかつたのは、海上自衛隊の護衛艦が中国海軍艦艇から火器管制レーダーの照射を受けたと確認するまで慎重かつ詳細な分析を行つていたためである。

五について

航空自衛隊の航空機による緊急発進の実施状況については年度の四半期ごとに公表することとしており、個別の緊急発進について、その有無を含め、逐一お答えすることは差し控えたままである。

道州制の導入に向けたタイムスケジュールに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年二月八日

江口 克彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員 江口 克彦

道州制の導入に向けたタイムスケジュールに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

一月十九日の事案については、防衛省運用企

画局から防衛大臣、外務省アジア大洋州局、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付及び内閣総理大臣に第一報を伝えており、その日

時は、それぞれ、同月十九日午後八時頃、同月二十日午前十一時頃、同月十九日午後八時頃及び同日午後八時頃であり、一月三十日の事案に

ついては、防衛省運用企画局から防衛大臣、外務省アジア大洋州局、内閣官房副長官補(安全

保障・危機管理担当)付及び内閣総理大臣に第一報を伝えており、その日時は、それぞれ、同月十九日午前十一時三十分頃、同月午後零時頃、同日午後零時頃及び同月午後零時頃である。

また、同年一月十九日より前には、内閣総理

大臣等まで報告の上で公表の必要があると判断

された今回のような事案は発生していない。

一月三十日の事案について同年二月五日まで

公表しなかつたのは、海上自衛隊の護衛艦が中

国海軍艦艇から火器管制レーダーの照射を受け

たと確認するまで慎重かつ詳細な分析を行つて

いたためである。

五について

航空自衛隊の航空機による緊急発進の実施状況については年度の四半期ごとに公表することとしており、個別の緊急発進について、その有無を含め、逐一お答えすることは差し控えたままである。

右質問する。

道州制の導入に向けたタイムスケジュールに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年二月八日

江口 克彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員 江口 克彦

道州制の導入に向けたタイムスケジュールに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年二月八日

江口 克彦

文部科学省に異動させたと発表した。この対応について、重大な問題があると考えられるので、以下質問する。

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議員 江口 克彦



三 前記一及び二につき政府部内で検討する場を設けるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員荒井広幸君提出働く者の権利を守る労働組合となるための見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出働く者の権利を

守る労働組合となるための見直しに関する質問に対する答弁書

について

参議院議員荒井広幸君提出働く者の権利を守る労働組合となるための見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出働く者の権利を

守る労働組合となるための見直しに関する質問に対する答弁書

について

参議院議員荒井広幸君提出働く者の権利を守る労働組合となるための見直しに関する質問に対する答弁書

について

卷四号四百五十六頁)、労働組合の組織の拡大強化を図ろうとする適法な制度とされていることから、「解雇条項は違法・無効」との御指摘は当たらないと考えている。

二について

お尋ねのいわゆるチエック・オフ協定について

では、「労働組合の團結を維持、強化するものである」と解されており、最高裁判所平成元年十二月十一日第二小法廷判決、民集四十三巻十二号千七百八十六頁)、当該協定を締結するか否かはそれぞれの事業場の労使が協議して自主的に決めることが適当と考えている。

いわゆるユニオン・ショップ協定に決めることが適当と考えている。

いわゆるユニオン・ショップ協定及びいわゆるチエック・オフ協定の見直しについて、政府

部内で検討する場を設けることは考えていな

い。

載されていた戦闘機「殲-10」二機が接近してき

た。これに対し、AWACSを護衛し、中国機を

退かせるために航空自衛隊那覇基地から戦闘機が

次々と緊急発進した、とされている。

そこで、領空侵犯に対する日本政府の対処及び

その法的根拠について以下質問する。

一 自衛隊法第八十四条の定める領空侵犯措置に

関する自衛隊の任務遂行において、領空侵犯機

が警告に応じない場合の武器使用の是非及びそ

の法的根拠を示されたい。

二 領空侵犯措置における警告射撃は武器使用に

あたるのか、警告のための信号にあたるのか明

らかにされたい。

三 一月十九日の中國機に対するスクランブル

は、防空識別圏のどの地域に侵入した際に命令

されたのか明らかにされたい。併せて、スクランブルの概要について示されたい。

四 一月十九日に米軍所属AWACSより、中国機の接近等に際し、応援の要請があったのか明らかなにされたい。

五 一般論として、我が国領空以外の空域において米国機に対し第三国機が脅威を及ぼし、自衛隊に応援要請がある場合、いかなる対処を行うのか明らかにされたい。併せて、その場合の法的根拠についても示されたい。

六 米国機に対して第三国機が脅威を及ぼし、自衛隊がこの脅威に対処する場合、国連憲章第五十一条が定める集団的自衛権の行使例として国連に報告する必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

八 先の答弁書(平成二十五年二月十九日内閣參

質一八三第二二号)五についてでお答えしたとおり、航空自衛隊の航空機による緊急発進の実

施状況については年度の四半期ごとに公表する

こととしており、個別の緊急発進について、そ

の有無を含め、逐一お答えすることは差し控えたい。

九 五及び六について

お尋ねの「我が国領空以外の空域において米

国機に対し第三国機が脅威を及ぼし、自衛隊に

応援要請がある場合」のようない状況があつた場合における我が国の対応については、具体的な状況に照らして判断すべきであり、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、我が国としては、関係する国内法令及び国際法に照らし、適切に対応することとなる。

一般用医薬品のネット販売に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月十三日

又市 征治

参議院議長 平田 健二殿

一般用医薬品のネット販売に関する質問主意書

一月十一日の最高裁判決で、一般用医薬品のネット販売について現行薬事法にはネット販売禁止の規定がないことなどから、「一律に禁止する

施行規則の規定は法の委任の範囲を逸脱し違法、無効」とされた。停止していた一般用医薬品のネット販売が、この判決のわずか数時間後、原告によつて再開され、現在明確なルールがないまま、野放し状態にある。

ネット販売は、気軽に売買できる反面、成りすましによる購入、誤用や乱用、悪用の潜在的なり

スクは決して低くない。また、売る側が必ずしも生命に関わる者に求められる倫理觀を持つていることは限らず、薬事法を理解しないまま参入する業者がでてくる可能性がある。

が国としては、関係する国内法令及び国際法に照らし、適切に対応することとなる。

厚生労働省によると二〇〇七年度から二〇一二年度の五年間で、一般用医薬品(大衆薬)に関する副作用報告数は約千二百件あり、その中には必要な医薬品と、一律大量のネット販売とは矛盾する」との見解も強くある。

ネット販売が普及した国々では、偽造薬の販売が社会問題化した例もあり、「個別の人的対応が必要な医薬品と、一律大量のネット販売とは矛盾する」との見解も強くある。

ネット販売を、薬事法が趣旨とする安全の範囲に収めるため、すでに非ネット販売で認められたルールに準じて、「対面販売の原則」のネット販売への応用方法や、販売者の資格等について、広く国民の合意を作り上げる必要がある。このための「検討会」においては、生産・販売・利用にわたる各層・グループの意見が反映され、合意されて新ルールとならなければ実効性がない。

薬害被害者は、今回の判決により、第一類医薬品と第二類医薬品のネット販売で消費者のリスクが増したと危惧を示し、「成りすましが可能なことなど、もともとネットが持つ危うさを考えると、医薬品の販売ははじまない。本当にネット販売で薬剤師が関与しているのか、メールの問い合わせに対する回答を消費者が正しく理解できているのか、不明な部分が多い。」「このまま全面解禁なら自先の利便性は高まるが安全性は損なわれる。とりわけ大手以外のネット薬局がきちんと販売方法を取れるのか疑問だ。」と懸念を示している(全国薬害被害者団体連絡協議会)。

判決に到るまでの混乱は、現行薬事法の曖昧さに一因がある。最高裁判決を受け、厚生労働省や医療従事者・医薬品販売者(ネット販売業者を含

む)・消費者(薬害被害者を含む)が十分に協議し、医薬品使用のリスクを改めて認識し、薬事法の曖昧な部分を是正・整備する作業と合意が求められる。

厚生労働省は二月十四日に検討会を発足させ、半年程度で成案を得て、今次国会(六月まで)に改正法案を提出するとし、はや十八人の委員を発表したが、その決定は拙速の誇りを免れず、新法案が各界の合意を得るために、今後いつそう幅広い各層の意見を採り入れる努力が欠かせない。

この点から、以下質問する。

離島等の経過措置の延長

最高裁判決後は、ネット販売業者で新たに医薬品を扱う者が急増し、ネットによる医薬品の販売が既成事実化されると言われる。厚生労働省は從来、これを防ぐため、離島居住者や継続使用者などへの提供に限り、ネットによる医薬品の販売を経過措置(二〇一二年五月末まで)として認めている。この経過措置を、新たなルールが示されるまで、延長するべきではないか。

田村厚生労働大臣は一月十一日、最高裁判決当日の談話で「(医薬品の使用は)一方で副作用の発生のリスクを伴うものであり、国民の健康・生命に関わる」「今後、関係事業者などの関係者に広く御参画をいただき、法令などの郵便等販売に関する新たなルールを早急に検討する」と述べ、また一月十五日の大臣記者会見で

1 右検討会メンバーは二月一日に発表されたり。しかし前述の大臣の言葉に反し、この人々の選考過程や理由が全く説明されていない。「人選も含めて(中略)御意見をいただきとの発言を踏まえ、どのような『御意見』を聽いたのか、明らかにされたい。

2 右関係者のうち、販売者に限れば、薬局、店舗、配置、コンビニ、スーパー、そしてネット業者などがある。これら異なる各グループの意見が、発表された十八人のメンバーにより網羅されると考えているか、政府の見解を明らかにされたい。

3 ネットによる販売では、現在医薬品販売を行つてゐる業者以外が今後、医薬品販売に参入することが想定される。その把握は今までどのように行つてゐるか。また、今後参入が見込まれる業者等に対して検討会参加を呼びかけたのか。

4 医薬品の関連団体や有識者のうち、今回委員としなかつた団体・個人からも広く意見を聴くため委員に追加し、または検討会の初期の時点で意見聴取の場を設けるべきではないか。

三 対面販売の原則の法定化

1 厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会報告書(二〇〇五年十二月十五日)には、以下のように、医薬品の販売は対面販売の原則

とすべきと提言している。対面販売の原則、

「医薬品の販売時においては、販売者側からその医薬品に関する「適切な情報提供」が行われ、購入者に十分に理解してもらうことが重要である。また同時に、購入者の疑問や要望を受けた場合に「適切な相談応需」が行われることが必要である。」「こうした「適切な情報提供」及び「適切な相談応需」が行われるためには、薬剤師等の専門家の関与を前提として、専門家において購入者側の状態を的確に把握できること、及び購入者と専門家の間で円滑な意思疎通が行われることが必要である。」「これらが確実に行われることを担保するには、購入者と専門家がその場で直接やりとりを行うことができる「対面販売」が必要であり、これを医薬品販売に当たっての原則とすべきである。」

また近くは、「医薬品の安全で円滑な提供方法を考える有識者会議報告書」(二〇一二年三月三十一日)では、「ネットによる販売も含めて、医薬品の郵送等販売を認められるとすれば、それが許容されるルール作りを明確化させる必要があり、薬事法の専門家による『対面販売の原則』を決して崩してはならない」とされている。「対面販売の原則」はこれ自体正しいものと考るが、いかがか。

2 しかし法に明定されていないため、今回、省令による規制では違法だとの司法判断が確定した。そこで、いま改めて薬事法の本体に、一般用医薬品販売の共通ルールとして、「毎回必ず、専門家が関与する」旨の「対面販売の原則」を明文化すべきではないか。

#### 四 「情報提供」規定の実効性

医薬品は情報とともに流通しないと危険な商品である。しかし販売側は極力省力化を図つており、実際に店舗ではレジに持っていくだけでも一般用医薬品が購入できる。他方、配置販売では許されると解釈して、専門家(薬剤師または登録販売者)でない配置員が単独で医薬品を配置販売しているほか、既存配置販売業で、専門家でない配置員が医薬品の配置販売をしている現状がある。

日本医師会が「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」に対する見解として二〇一一年二月十六日の定例記者会見において、「薬剤師が責任をもって情報提供するとともに、必要に応じて医師への受診勧奨をすべきである。」と述べたのは妥当だと考える(ここで「薬剤師」は法律上、登録販売者を含む専門家と解される)。

しかし前述のように店舗や配置での販売においてすら、専門家の存在が希薄な現状なのに、より対面性のないネット販売において、薬剤師(専門家)が「情報提供し、医師への受診を勧奨する」ことが可能であり、また、遵守されうると考るか、政府の見解を明らかにされたい。

五 ネット販売における専門家の関与規定

ネット販売であっても、専門家が毎回、販売に携わる制度を確立させなければならない。このための専門家の関与の規定を、ネット販売についてどのように適用するのか。またその上で、医薬品の使用方法や副作用の説明方法など、ネット販売の在り方を具体的に定め、業者に義務付けるべきではないか。

#### 六 消費者庁との連携

ネット販売(購入、会員制などを含む)が盛んになつたのは医薬品に限らず、現在では、あらゆる商品に共通の現象である。しかし、医薬品には健康・生命の危険性など、他の商品と大きく異なるリスクがある。したがつて、医薬品のネット販売のルール作りについて厚生労働省は、消費者庁と連携して取り組むことが必要ではないか。

日本医師会が「一般用医薬品のインターネット等販売規制の緩和」に対する見解として二〇一一年二月十六日の定例記者会見において、「薬剤師が責任をもって情報提供するとともに、必要に応じて医師への受診勧奨をすべきである。」と述べたのは妥当だと考る(ここで「薬剤師」は法律上、登録販売者を含む専門家と解される)。

七 ネット販売の許認可の地域的範囲

一般用医薬品販売においては、店舗販売は保健所、また配置販売は販売エリアが広いため都道府県知事が必要であるとされている。

ところが、ネット販売はさらに都道府県の境を越え、果ては海外へ繋がる広い範囲(地域)にわたる。このため店舗販売の許可に加え、一般的に販売上の新たな許認可制をとる必要があるのではないか。

#### 八 ネット販売の認証制

販売する商品にかかわらずネット販売は、店舗が不要である点などから、消費者からみて定着性・信用性に不安がある。特にその扱う商品が健康・生命に関わる医薬品である場合は、消費者の不安を解消する格別の手法が求められる。

#### 二について

検討会の構成員については、インターネット販売等に関する制度の見直しについて十分な議論が行われるよう、インターネット販売等に関する団体の関係者、消費者団体の関係者、有識者等に幅広く参加してもらこととしたものであり、検討会においては、今後、必要に応じて、構成員以外の有識者からの意見聴取等も行われるものと考えている。また、新たに一般用医薬品の販売又は授与を行おうとしている者については、把握しておらず、検討会への参加も呼びかけていない。

#### 平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 平田 健二殿  
参議院議員又市征治君提出一般用医薬品のネット販売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 三について

薬剤師等が一般用医薬品の販売又は授与を対面で行うことについては、平成十七年十二月十五日に取りまとめられた厚生科学審議会医薬品販売制度改革検討部会の報告書において、その必要性が指摘されている。御指摘の平成二十五年一月十一日の最高裁判所の判決を受けて、現在、検討会においてインターネット販売等に関する制度の見直しについて議論が行われているところであり、その中で、今後、一般用医薬品の販売又は授与に関する適切な情報提供等の方法などについても議論が行われるものと考えており、厚生労働省としては、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。

## 四、五、七及び八について

インターネット販売等に関する制度の見直しについては、現在、検討会において議論が行われているところであり、厚生労働省としては、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。

インターネット販売等に関する制度の見直しについては、現在、検討会において議論が行われているところであり、厚生労働省としては、その結果を踏まえて適切に対応してまいりたい。

## 「国民監査請求制度」の創設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月十四日

参議院議長 平田 健二殿 荒井 広幸

「国民監査請求制度」の創設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月十四日

参議院議長 平田 健二殿 荒井 広幸

## が、誠に残念ながら、同年九月八日、本法律案は審議未了となつたところである。

以下、本法律案に関連して質問を行う。なお、答弁に当たつては、その理由も併せて示されたい。

一、本法律案の内容について、政府の見解を明らかにされたい。

二、近い将来、社会保障の安定財源を確保するなどのために消費税の増税が見込まれている現状に鑑みれば、これと表裏一体のものとして、国民の血税が不當に使われていないか、無駄が生じていないかなどについて、国民自らがチエックできる仕組みを同時に整備すべきであり、本法律案が目的としていた「国民監査請求制度」の創設を図る必要性は、これまで以上に高まつていると考へる。この点について、政府の見解を明らかにされたい。

三、財政健全化に向けた歳出・歳入改革を着実に進めるとともに、財政支出における無駄を省く観点からも、本法律案と同様の制度創設を図ることからも、本法律案と同様の制度創設を図ることを検討すべきであると考える。この点について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

二及び三について

お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

三について

東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域への一時立入許可基準等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月十四日

参議院議長 平田 健二殿 中西 健治

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

参議院議員荒井広幸君提出「国民監査請求制度」の創設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

新党改革は、みんなの党と共に、第百八十回国会において、平成二十四年三月九日、「違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案」(以下「本法律案」という。)を参議院に提出した

## 参議院議員荒井広幸君提出「国民監査請求制度」の創設に関する質問に対する答弁書

制度」の創設に関する質問に対する答弁書について

お尋ねの「違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案」については、議員立法として提案されたものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

一、お尋ねの「違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案」については、議員立法として提案されたものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二、お尋ねの「違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案」については、議員立法として提案されたものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

四、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

五、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

六、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

七、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

八、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

九、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

十、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

十一、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

十二、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

十三、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

十四、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

十五、お尋ねの「国民監査請求制度」については、憲法が、予算についての国会議決及び決算の国会に対する提出を定め、国の財政に関すること、また、会計検査院は憲法上の独立機関であり、検査活動に関する自律性が確保されることなどから、慎重な検討を要するものと考へている。

月九日、平成二十三年九月十六日改正)原子力災害対策本部長決定「警戒区域への一時立入許可基準」(以下「許可基準」という。)により運用がなされているところであるが、これに関し、以下質問する。

一 許可基準において、「警戒区域内に居住する者であつて、当面の生活上の理由により一時立入りを希望する者」の一時立入時の警戒区域内の滞在時間については「移動時間を含めて原則四又は五時間に基準とする」と明示されているが、「立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者」については「立入者の受けける線量が一回当たり最大一・〇ミリシーベルト以内とする」、「一時立入りの前に実施する当該区域内のモニタリング結果や一時立入りの当日に実施する空間線量率の計測結果等を踏まえながら、必要に応じて立ち入る範囲及び時間の調整を行う」との条件のみで、滞在時間に関する具体的な基準の明示がない。公益性の観点から一時立入りを認める場合、一時立入許可証を発行するに当たり、具体的にはどのような判断基準で滞在時間に係る制限の決定がなされているのか。またその決定の最終権限を有するのは誰か。

二 許可基準では、生活上の理由による一時立入りを希望する場合には「原則四又は五時間」と滞在時間を明示している一方、公益性の観点から立ち入る場合には、「一回当たり最大一・〇ミリシーベルト以内としつつ、当該立入区域の状況に応じて時間の調整を行う」となっている。基準策定に当たつて、各々の場合の滞在時間の考え方をあえて分けたのは、生活上の理由で立

ち入る場合には一回に大勢の住民の方が広い範囲での立入りを行うことから、オペレーション上、一律の滞在時間を基準として策定する必要がある一方、公益性の観点からの一時立入りの場合は個別のケースごとに立入場所によって滞在時間の判断をしていくことが可能であるから、との理由によるものと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 原子力災害対策本部及び農林水産省は平成二十四年四月五日「新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて」との文書を発出し、新たに避難指示区域が設定された後家の家畜の取扱いについて、原則安楽死としつつ、出荷制限等の一定の条件下、「通い」が可能となつた農場等での飼養管理も認めるなどを指示した。現在、新たな避難指示区域の設定がなされていない警戒区域であつても、平成二十三年五月十二

## 官報(号外)

前提としているとの説明を内閣府より受けているが、実際には滞在時間を遵守できないのが実情ではないかと考える。政府の認識を示されたい。

五 現在、警戒区域については新たな区割りである「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰宅困難区域」に再編されつつある。避難指示解除準備区域と居住制限区域においては、一時立入制限が撤廃され、一時立入許可証の発行なしで、二十四時間いつでも立ち入ることができるようになる。

1 福島県浪江町では、住民説明会や政府との調整を終え、本年一月二十三日に町議会の全員協議会が町の区域再編方針を承認し、政府に同月二十五日にも伝えるとの報道がなされ、新たな避難指示区域の設定がなされたい。い。福島県浪江町では、住民説明会や政府との調整を終え、本年一月二十三日に町議会の全員協議会が町の区域再編方針を承認し、政府に同月二十五日にも伝えるとの報道がなされ、新たな避難指示区域の設定がなされたい。

六 安倍総理大臣は本年一月一日の年頭所感で「被災者の心に寄り添つていかなければなりません」と述べ、また本年一月二十八日の所信表明演説においては「ふるさとの復興は、被災地の皆さん生きる希望を取り戻す作業」、「今を懸命に生きる人々の笑顔を取り戻す、それは、その笑顔をただ願いながら天国で私たちを見守っている犠牲者の御靈に報いる道」と述べ、被災地の復興と福島の再生の加速をしていく旨を表明しているが、本主意書にて問題提起をしているような件を一つ一つ改善していくことこそが「被災者の心に寄り添い」、「今を懸命に生きる人々の笑顔を取り戻す」と資すると見えるが、この考えに対する政府の見解を明らかにされたい。

四 家畜は生き物であり、給餌をはじめ、飼養管理に係る作業は終日にわたつて行われる大変な作業であるが、滞在時間に厳しい制限を設けつゝ、一方で飼養管理を認めるということは矛盾していると思われる。一人当たり五時間限度を限度に、何人かが順番に立入りを行うということを

七 東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された警戒区域内で、政府の殺処分に同意しない農家が飼育している約七百頭の被ばくした牛の有効活用法に関し、先に「東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域内の牛をはじめとする家畜の活用に関する質問主意書」(第百八十一回国会質問第三九号)を提出し、殺処する牛のデータに基づく研究ではなく、牛を生かし続けることにより可能となる、被ばくした牛への放射線の影響等の研究を行う必要性について政府の見解を質したところ、「御指摘のように対象家畜の飼養を継続しながら当該対象家畜に対する放射線の影響を研究した場合であつても、当該対象家畜が当該研究の対象とされる以前に被ばくした放射線量の程度が不明であるため、有効なデータを得ることは困難であると考えている。」との答弁がなされ、また、「被ばくした牛を全て殺処分にしてしまった場合、放射線の家畜に与える影響を研究するための貴重なデータを全て失ってしまうこととなるのではないか」との懸念に対しても、「平成二十三年度に農林水産省の委託を受けて東北大学等が行つた研究である「食肉用家畜の放射性セシウムと畜前推定技術の開発と体内動態解析」では、警戒区域法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項に規定する警戒区域をいう。以下同じ。」において苦痛を与えない方法によって処分された家畜の血液、臓器等を採取しており、これらの血液、臓器等は、独立行政法人理化研究所が、今後の研究に利用できるよう、冷凍等を行い保存して

いる。」との答弁がなされている。しかしながら、いずれの場合も、被ばくした牛への影響の研究のみを前提とした答弁であると思料する。

第一回国会質問第三九号)を提出し、殺処する子牛への放射線の影響等の研究を行ふ必要性について、政府の見解を明らかにされた

被ばくした牛が出産した、あるいはこれから出産する子牛への放射線の影響等の研究を行ふ必要性について、政府の見解を明らかにされた

右質問する。

平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

参議院議長 平田 健二 殿

参議院議員中西健治君提出東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域への一時立入許可基準等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

参議院議員中西健治君提出東京電力福島第一原子力発電所事故警戒区域への一時立入許可基準等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

警戒区域への一時立入りについては、「警戒区域への一時立入許可基準等に関する質問に対する答弁書

の一時立入りに係る滞在時間については、公益立入者に係る滞在時間として、移動時間を含めて原則五時間以内とするとしており、飼養管理についても、公益立入者が、交代で警戒区域に立ち入る等の工夫により、公益立入者による滞在時間の範囲内で行つていただきたいと考えている。

五の1から4までについて

政府としては、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成二十三年十二月二十六日原子力災害対策本部決定)に基づき、警戒区域の設定の解除及び避難指示区域の見直し(以下「区域の見直し」という。)を行つてあるところであるが、政府においては、平成二十五年一月二十五日に、浪江町の区域見直しの方針について報告を受けており、引き続き、同町の意向を十分踏まえながら、で

日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年二月十四日

参議院議長 平田 健二 殿

有田 芳生

日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問主意書

一 八尾恵氏は平成十四年三月十二日に東京地裁で行われた「よど号グループ」関係者の公判で、昭和五十八年に有本恵子さんをロンドンから北朝鮮へ連れ出したと証言しました。漆間厳警察庁警備局長(当時)はこの問題について、平成十一年三月二十日の参議院外交防衛委員会で「時

化を行いたい。また、復興に係る課題を一つ解決し、被災地の復興と福島の再生を加速していくこととしている。

七について

御指摘のような被ばくした母牛が出産した子牛又は今後出産する子牛を対象とする研究については、当該母牛の被ばくした放射線量の程度等が不明であるため、放射線の家畜に対する影響等を知るための有効なデータを得ることは困難であると考えているが、大学等の研究機関等から、実行可能性のある具体的な計画の提出があつた場合には、福島県等とも協議の上、対応を検討していく考えである。

官報(号外)

平成二十五年二月二十六日 参議院会議録第七号

質問主意書及び答弁書

五六

論点もたくさんございますので、我々としてはまだ時効になつていらないものとして捜査を進めております」と答弁しています。政府はいまもこの見解を維持していますか。仮に時効が成立していないならば、八尾氏はなぜ検挙されないのでですか。その理由を明らかにして下さい。

二 政府認定の拉致被害者である久米裕さんは、昭和五十二年九月十九日に石川県宇出津海岸付近で失踪しました。大山秋吉こと李秋吉氏は外国人登録法違反で検挙され、久米さんを北朝鮮工作員に引き渡したことを自白しました。大山氏の時効はすでに成立しているのですか。この事件では主犯格の朝鮮労働党対外情報調査部幹部工作員だった金世鎬に対して、国外移送取容疑での逮捕状が発付され、国際手配の手続きがなされています。仮に時効が成立していないならば、大山氏はなぜ検挙されないのでですか。その理由を明らかにして下さい。

三 政府認定の拉致被害者である原救晁さんは、昭和五十五年六月中旬に宮崎県青島海岸で北朝鮮工作員によって拉致されました。この事件に関与した星山俊夫こと李三俊氏について時効はすでに成立しているのですか。この事件では北朝鮮工作員辛光洙及び金吉旭に対して、国外移送取容疑での逮捕状が発付され、国際手配の手続きがなされています。仮に時効が成立していないならば、星山氏はなぜ検挙されないのでですか。その理由を明らかにして下さい。

四 福留貴美子さんは昭和五十一年七月二十四日に日本を出国後、行方不明になりました。のちによど号ハイジャック犯岡本武と北朝鮮で結婚したことが明らかになっています。警視庁公安

部幹部は平成十七年十月十一日に東京地裁で開かれた「よど号グループ」関係者の裁判で、「(福留さんは拉致被害者とは考えていない)と証言しています。日本政府の見解は同じですか。同じであるならば、その理由を教えて下さい。

右質問する。

平成二十五年二月二十二日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員有田芳生君提出日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出日本国内に在住する拉致実行犯に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、いずれも現在捜査中の個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄があるので、答弁を差し控えたい。

四について

福留貴美子氏に係る事案については、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として、関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進しているが、これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があつたことを確認するには至っていない。